



JFM

DISCLOSURE 2012



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities



DISCLOSURE 2012

Japan Finance Organization for Municipalities

プロフィール

(平成24年3月31日現在)

法人名	地方公共団体金融機構（略称：地方金融機構）
英文名称	Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)
設立	平成20年8月1日（平成21年6月1日改組） （旧公営企業金融公庫 昭和32年6月1日）
根拠法	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
所在地	東京都千代田区日比谷公園1-3市政会館
理事長	渡邊雄司
出資金	166億円（全都道府県、市区町村等による出資）
職員数	89人（平成24年4月現在）

平成23年度末
貸付残高 22兆3,874億円

平成23年度末
債券発行等残高 18兆2,249億円

格付 S&P: AA-
Moody's: Aa3
R&I: AA+

President and CEO's Message	
理事長メッセージ	02
経営理念	04

TOPICS・事業概況

平成23年度事業実績	06
1.貸付業務の実績	06
2.東日本大震災への対応	10
3.資金調達業務の実績	12
4.決算の概況	15
平成24年度の経営計画	17
1.貸付規模	17
2.資金調達計画	18
3.リスク管理及び内部統制	20
4.地方支援業務の展開	20
5.国庫納付	20

Ⅰ章 業務の紹介

貸付業務	22
1.概要	22
2.貸付利率	24
3.貸付の審査体制	25
4.貸付実績の推移	26
5.貸付対象事業の紹介	30
地方支援業務	37
1.基本姿勢	37
2.地方支援業務の概要	37
資金調達業務	39
1.機構債券の種類	39
2.資金調達の基本姿勢	40
3.機構債券の特徴	41
4.資金調達実績の推移	42

Ⅱ章 業務運営体制

機構の基本的な仕組み	44
1.貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	44
2.出資金	45
ガバナンス(企業統治)	46
1.ガバナンス	46
2.財務報告に係る内部統制	48
3.内部監査	49
一般勘定と管理勘定	50
リスク管理	52
1.リスク管理全般	52
2.個別リスク管理	53
コンプライアンス(法令等遵守)	58
ディスクロージャー	59
地方債制度における機構の役割	60
1.日本の地方自治制度	60
2.地方財政と地方財政計画	60
3.地方交付税とは	61
4.地方債とは	61
5.地方債の安全性	61
6.地方債計画	63
7.地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割	63

Ⅲ章 機構の財務状況

財務諸表	66
参考情報	94

参考資料・機構データ

参考資料	98
機構データ	119
沿革	119
組織図	120
役員・所在地	121

理事長メッセージ

平成23年度を振り返って

平成23年度は、未曾有の大災害となった東日本大震災の直後に幕を開けました。被災地の復旧・復興に向けた取組みが徐々に進む一方、欧州債務危機とそれを発端とする歴史的な円高に見舞われ、日本経済を取巻く環境は厳しいものとなりました。

そういった環境の中、私たち地方公共団体金融機構(JFM)は、復旧・復興にできる限りの支援を行うという方針の下、地方のご意見、ご要望に答えるべく、様々な対応を行ってまいりました。

さらに、大震災を機に、全国的に防災・減災事業のニーズが高まり、これらの事業の実施に当たっては機構資金が多く活用されることになりました。地域の安心・安全のために、今後、大きな役割を果たしていけるものと考えております。

貸付業務全体では、上下水道、病院事業をはじめ住民生活に密着した事業等に対し、総額で約1兆8千億円の融資を行いました。今後も、地方公共団体に対する金融機能の一翼を担ってまいります。

また、資金調達面では、新たな取組みとして、初の非政府保証外債を発行いたしました。これは、ユーロMTNプログラムを活用し、年限や発行額など投資家のニーズに応じ機動的な発行を行うもので、より安定的で有利な資金調達につながるものと考えております。

平成24年度の取組み

平成24年度は、被災地の復旧・復興を加速し、日本経済の再生を図ることが、我が国の大きな課題となっています。

このような中、災害に強いまちづくり等に積極的な対応が求められており、地方債計画に計上された機構資金の額は、前年度比14.8%増の2兆1,740億円と、機構設立以来最大となりました。これを踏まえ、債券発行の規模も過去最大となります。これらは、地方債資金における機構の役割と市場における機構のプレゼンスが、一層高まってきていることの現れであると受け止めております。これまで以上に強い責任感を持って、地方公共団体の皆さまの期待にしっかりと応えてまいります。

また、順調な経営状況を受け、平成24年度から平成26年度までの3年間で1兆円を目途に、当機構の公庫債権金利変動準備金を国に帰属させ、地方交付税として活用されることとなりました。平成24年度については、3,500億円を納付いたしました。地方財政全体に寄与するものであり、「地方共同法人」にふさわしい貢献ができるものと考えております。

「地方の、地方による、地方のための」 機構として

震災復興、そして、日本再生に向け、確かな一歩を踏み出す取組みが全国各地で進められています。

当機構は、多様な事業への貸付けなど、地方のニーズに的確に対応し、「地方の、地方による、地方のための」機構として、住民生活に密着した事業を支えるという使命を果たすべく、役職員が一丸となって努力してまいり所存であります。

今後とも皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



平成24年6月
地方公共団体金融機構
理事長

渡邊雄司

経営理念

地方公共団体金融機構は、
「地方の、地方による、地方のための
地方債資金共同調達機関」として、
次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

1

地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

2

地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

3

資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。



TOPICS・事業概況

TOPICS・事業概況

平成23年度事業実績	06
1.貸付業務の実績	06
2.東日本大震災への対応	10
3.資金調達業務の実績	12
4.決算の概況	15
平成24年度の経営計画	17
1.貸付規模	17
2.資金調達計画	18
3.リスク管理及び内部統制	20
4.地方支援業務の展開	20
5.国庫納付	20

平成23年度事業実績

1. 貸付業務の実績

1. 平成23年度の貸付実績とその特徴

平成23年度は、総額1兆8,041億円の貸付けを行いました。事業別の内訳については、まず、臨時財政対策債に対する貸付けが7,378億円で全体の41%、次に下水道事業が3,196億円で18%を占めています。このほか、合併特例事業を中心に一般会計債に対し、3,961億円（全体の22%）の貸付けを行いました。また、公営企業債に対する貸付けは5,886億円（全体の33%）となっており、平成21年度から貸付対象となった合併特例事業等の一般会計債及び臨時財政対策債の貸付額が大きくなってきたことなどから、構成比は相対的に小さくなってきています。

利率の種類別では、基準利率での貸付けが41億円で全体の0.2%、基準利率よりも優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）での貸付けが1兆8,000億円で、全体の99.8%を占めています。

平成23年度事業別貸付状況

（単位：件、百万円、%）

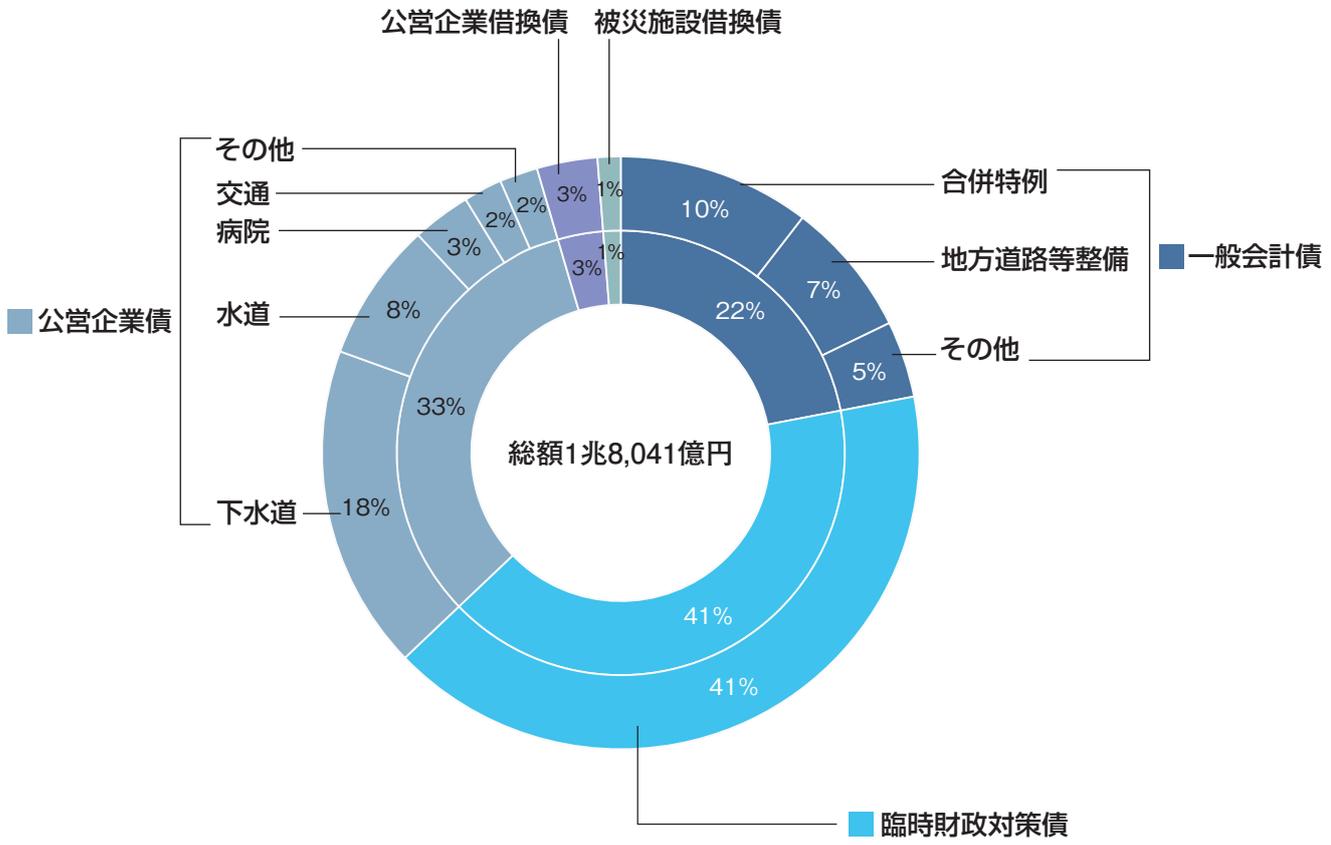
項目	貸付件数	貸付額		利率の種類	
			構成比		
一般会計債					
公共事業等	3	136	0.0	臨時特別利率	
公営住宅事業	111	16,055	0.9	特別利率	
緊急防災・減災事業	1	2	0.0	臨時特別利率	
社会福祉施設整備事業	150	14,454	0.8		
一般事業	69	8,458	0.5		
地域活性化事業	111	8,898	0.5		
防災対策事業	237	27,236	1.5		
地方道路等整備事業	1,265	132,880	7.4		
合併特例事業	681	187,971	10.4		
計	2,628	396,088	22.0		
公営企業債					
水道事業	1,001	136,651	7.6		臨時特別利率
工業用水道事業	62	9,708	0.5	特別利率	
交通事業	38	43,815	2.4	臨時特別利率	
電気事業・ガス事業	34	4,014	0.2	臨時特別利率・特別利率(注2)	
港湾整備事業	42	2,898	0.2	基準利率	
病院事業・介護サービス事業	297	60,736	3.4	臨時特別利率・特別利率(注2)	
市場事業・と畜場事業	43	9,080	0.5	特別利率	
下水道事業	1,954	319,583	17.7	臨時特別利率	
観光その他事業	4	2,088	0.1	基準利率・特別利率(注3)	
計	3,475	588,573	32.6		
公営企業借換債	459	59,163	3.3	(注4)	
被災施設借換債	964	22,523	1.2	(注4)	
臨時財政対策債	971	737,775	40.9	臨時特別利率	
合計	8,497	1,804,122	100.0		

(注1) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

(注2) 電気事業及び病院事業は臨時特別利率が、ガス事業及び介護サービス事業については特別利率が適用されます。

(注3) 観光その他事業（観光施設事業・産業廃棄物処理事業・駐車場事業）のうち、観光施設事業及び産業廃棄物処理事業については基準利率が、駐車場事業については特別利率が適用されます。

(注4) 公営企業借換債・被災施設借換債については、借換を行う事業の利率の種類が適用されます。



平成23年度事業実績

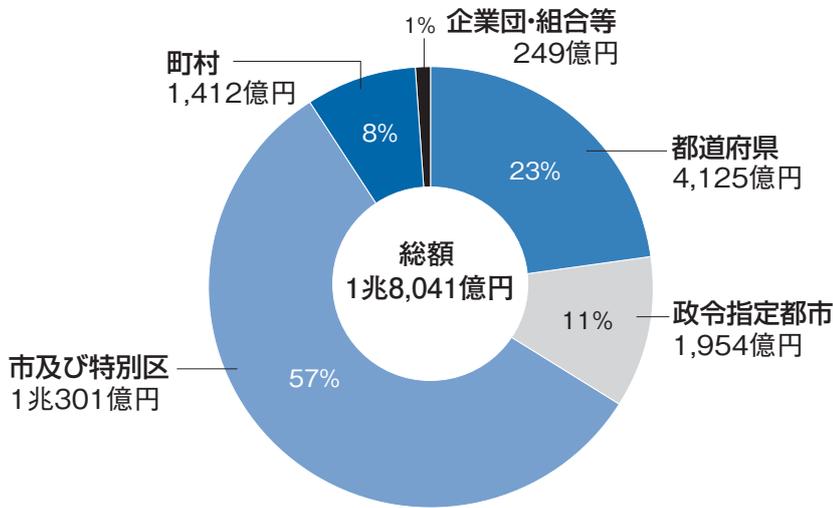
前年度との比較では、一般会計債に対する貸付けが347億円増加しました。また、平成23年度は、東日本大震災等により被害を受けた財産に対する繰上償還の財源として、被災施設借換債を実施し、225億円の貸付けを行いました。一方、公営企業債が496億円、臨時財政対策債が285億円減少したことなどから、全体としては288億円の減少となっています。

(単位:百万円)

項 目	貸付額						増減		
	平成23年度			平成22年度			当年度分	過年度分	合計
	当年度分	過年度分	合計	当年度分	過年度分	合計			
一般会計債									
公共事業等	136	-	136	-	-	-	皆増	-	皆増
公営住宅事業	21	16,033	16,055	15	16,220	16,235	6	△ 187	△ 180
緊急防災・減災事業	2	-	2	-	-	-	皆増	-	皆増
社会福祉施設整備事業	1,158	13,296	14,454	1,217	-	1,217	△ 59	皆増	13,237
一般事業	-	8,458	8,458	-	6,243	6,243	-	2,215	2,215
地域活性化事業	457	8,442	8,898	221	9,763	9,984	236	△ 1,321	△ 1,086
防災対策事業	572	26,664	27,236	918	17,681	18,598	△ 346	8,983	8,638
地方道路等整備事業	569	132,311	132,880	635	125,556	126,191	△ 66	6,755	6,689
合併特例事業	12,456	175,515	187,971	10,921	172,016	182,937	1,535	3,499	5,034
計	15,369	380,719	396,088	13,926	347,479	361,405	1,443	33,240	34,683
公営企業債									
水道事業	108,793	27,858	136,651	110,312	27,987	138,299	△ 1,519	△ 129	△ 1,648
工業用水道事業	8,570	1,139	9,708	8,596	1,317	9,913	△ 26	△ 178	△ 205
交通事業	32,840	10,975	43,815	38,844	11,174	50,018	△ 6,004	△ 199	△ 6,203
電気事業・ガス事業	3,213	802	4,014	4,970	83	5,053	△ 1,757	719	△ 1,039
港湾整備事業	146	2,752	2,898	35	3,923	3,958	111	△ 1,171	△ 1,060
病院事業・介護サービス事業	51,976	8,761	60,736	50,093	3,614	53,708	1,883	5,147	7,028
市場事業・と畜場事業	5,484	3,595	9,080	2,457	1,458	3,914	3,027	2,137	5,166
下水道事業	101,614	217,969	319,583	106,223	266,022	372,245	△ 4,609	△ 48,053	△ 52,662
観光その他事業	-	2,088	2,088	-	1,070	1,070	-	1,018	1,018
計	312,635	275,938	588,573	321,529	316,648	638,177	△ 8,894	△ 40,710	△ 49,604
公営企業借換債	59,163	-	59,163	67,077	-	67,077	△ 7,914	-	△ 7,914
被災施設借換債	22,523	-	22,523	-	-	-	皆増	-	皆増
臨時財政対策債	436,779	300,996	737,775	569,839	196,398	766,236	△ 133,060	104,598	△ 28,461
合 計	846,470	957,652	1,804,122	972,371	860,524	1,832,895	△ 125,901	97,128	△ 28,773

(注) 各項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

団体種別貸付実績は、市及び特別区が最も多く、1兆301億円で全体の57%を占め、次いで都道府県4,125億円(全体の23%)、政令指定都市1,954億円(全体の11%)の順となっています。



2. 補償金免除繰上償還

国において、平成19年度から平成21年度までの措置として5兆円規模の公債費負担軽減対策が講じられ、そのうち旧公営企業金融公庫においては、平成19年度及び20年度の2カ年で約1兆2,700億円を実施してきたところですが、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、平成22年度地方財政対策の中で、この措置を3年間延長することとされました。

その概要は、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1兆1,000億円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を実施し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するというものです。

当機構におきましても、この国における公債費負担軽減対策の決定を受けて、行政改革・経営改革を行うものとして国から要請のあった地方公共団体を対象に、平成22年度から平成24年度までの3年間で総額3,200億円以内の補償金免除繰上償還(借換債含む。)に応じることとし、平成22年度においては、1,302億円程度の補償金免除繰上償還(うち公営企業借換債671億円)を、平成23年度においては、987億円程度の補償金免除繰上償還(うち公営企業借換債592億円)を実施しました。

平成24年度においても、900億円程度の補償金免除繰上償還(うち公営企業借換債300億円)を予定しております。

2. 東日本大震災への対応

当機構では、「地方の、地方による、地方のための」機関として、経営の規律を確保しつつ、東日本大震災被災地の復旧・復興に関し、できる限りの措置を講ずることを基本としてきたところです。

具体的に講じた措置は、以下のとおりです。

<p>元利償還金の 払込期日の延長</p>	<p>東日本大震災が平成23年3月22日の定期償還日の直前に起きたことから、一時的に行政機能を喪失した団体や金融システム障害等により元利金の償還業務に支障を生じた団体32団体、72億円余について、支払期日を次回の定期償還日となる平成23年9月20日まで延長する措置を実施いたしましたが、これについては同日までに全て償還が完了しました。</p>
<p>貸付条件の改正</p>	<p>東日本大震災に関連する公営住宅建設事業について、償還期限を25年以内から30年以内に延長しました。</p>
<p>被災施設の 繰上償還に係る 借換債</p>	<p>津波等で被害を受けた公共施設に係る貸付金は、原則、繰上償還を求めないこととしました。</p> <p>一方、被災施設に係る貸付金の利率によっては、繰上償還をして借換えることにより団体の利息負担の軽減につながる場合もあることから、団体から申請があったものについて繰上償還を承認するとともに、その借換えのための資金の貸付けを行いました。</p> <p>○平成23年度実績</p> <p>【繰上償還実施既往債】</p> <p>対象額 :330億円(3県、22市町村、1企業団)</p> <p>平均残存年数 :13.49年</p> <p>平均利率 :2.56%</p> <p>【被災施設借換債】</p> <p>借換額 :225億円</p> <p>平均償還年数 :11.07年</p> <p>平均利率 :0.86%</p>

<p>公営企業の 資金不足への支援</p>	<p>震災に伴う料金の減免や事業休止等により発生又は拡大すると見込まれる公営企業の資金不足額について起債を行う場合に、機構資金の貸付けを実施しました。</p> <p>○平成23年度実績 11.3億円(3市町村)</p>
<p>災害援護貸付金 及び 母子寡婦福祉貸付金 の貸付</p>	<p>転貸債(地方公共団体以外の団体が実施する事業に必要な資金の財源として、地方公共団体が起債するもの)を新たに機構資金の貸付対象とし、地方公共団体が行う災害援護貸付金及び母子寡婦福祉貸付金のための貸付けを実施することとしました。また、据置期間を、従来の5年から8年に延長しました。</p>
<p>全国的な 緊急防災・減災事業 の推進</p>	<p>東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業に対して機構資金の貸付けを実施することとしました(平成24年度貸付予定額848億円)。</p>

3. 資金調達業務の実績

1. 調達額

平成23年度における公募による地方金融機構債の発行総額（額面）は1兆119億円であり、その内訳は10年債4,000億円、20年債1,700億円、5年債800億円、FLIP2,935億円、ユーロMTNプログラムによる外貨建債券684億円（円換算後）となっています。地方公務員共済組合連合会の引受けによる地方金融機構債の発行額は10年債3,000億円となっています。また、長期借入金を300億円行っております。

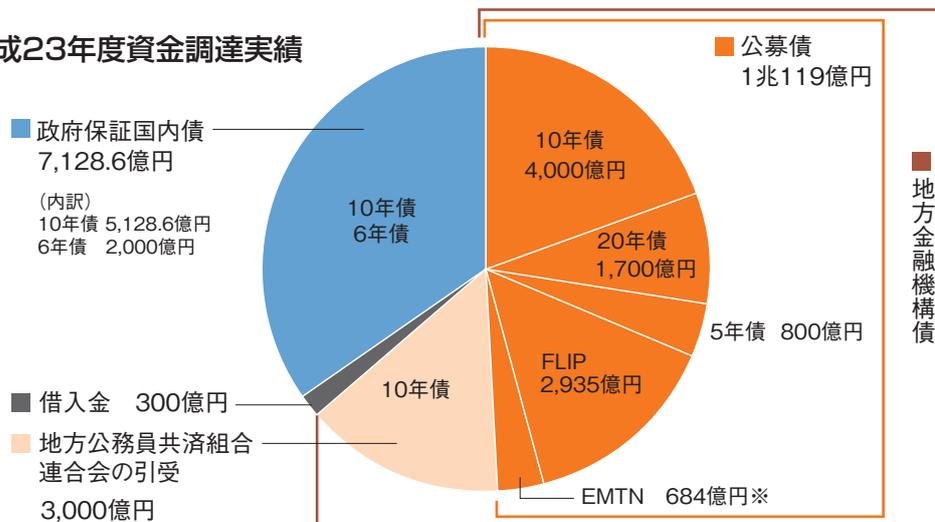
（参考）

- ・ FLIPの発行年限別内訳については、3年～9年1,030億円、11年～19年1,815億円、21年～30年90億円となっております。
- ・ ユーロMTNプログラムを活用し、投資家需要に応じて機動的に外貨建債券を発行をしました。発行通貨別内訳については、818百万米ドル、20百万豪ドル、40百万ニュージーランドドルとなっております。

さらに、既往の政府保証債の借換えを行うため、政府保証10年債を5,128億60百万円、同6年債を2,000億円発行しました。

この結果、平成23年度末において、機構債券の発行残高は、旧公庫から承継した債券も含め、18兆1,949億円、借入金の残高は300億円となっています。

平成23年度資金調達実績



※円換算額(単位未満四捨五入)

〈参考〉

○FLIPの概要

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組み。

■債券の年限 3年～30年（ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20年は除く。）

■1回の発行額 30億円以上

○ユーロMTN プログラムの概要

ユーロ市場におけるMTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラム。

■保証 非政府保証 ■発行限度額 5,000億円

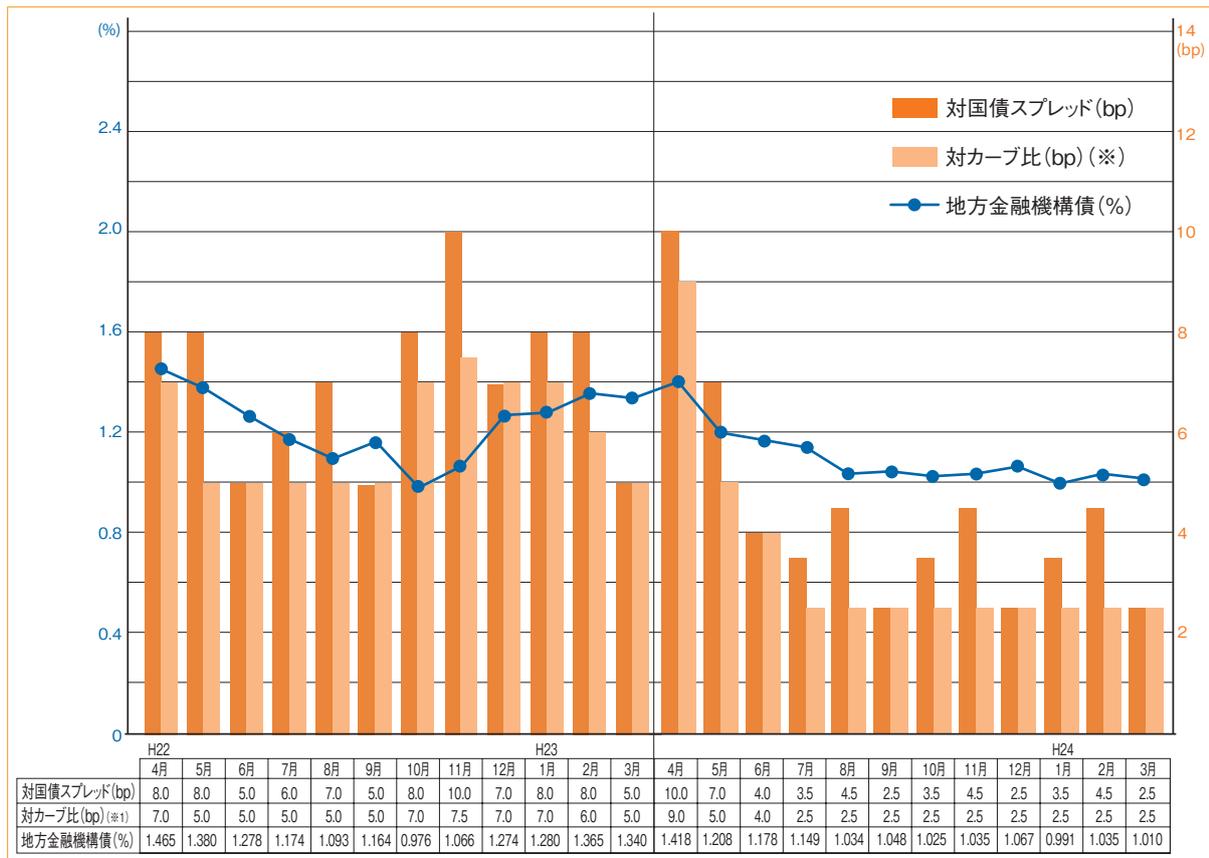
■通貨 マルチカレンシー ■準拠法 英国法

■上場 ロンドン証券取引所（メイン市場）

2. 発行条件

東日本大震災に伴う電力債の発行の途絶え、高格付債への投資家需要の高まり等により、平成23年4月以降、10年債は一般地方債と同等の対国債スプレッドによって発行されました。その後、20年債、5年債についても、一般地方債と同等の対国債スプレッドにより発行されております（平成24年3月現在）。

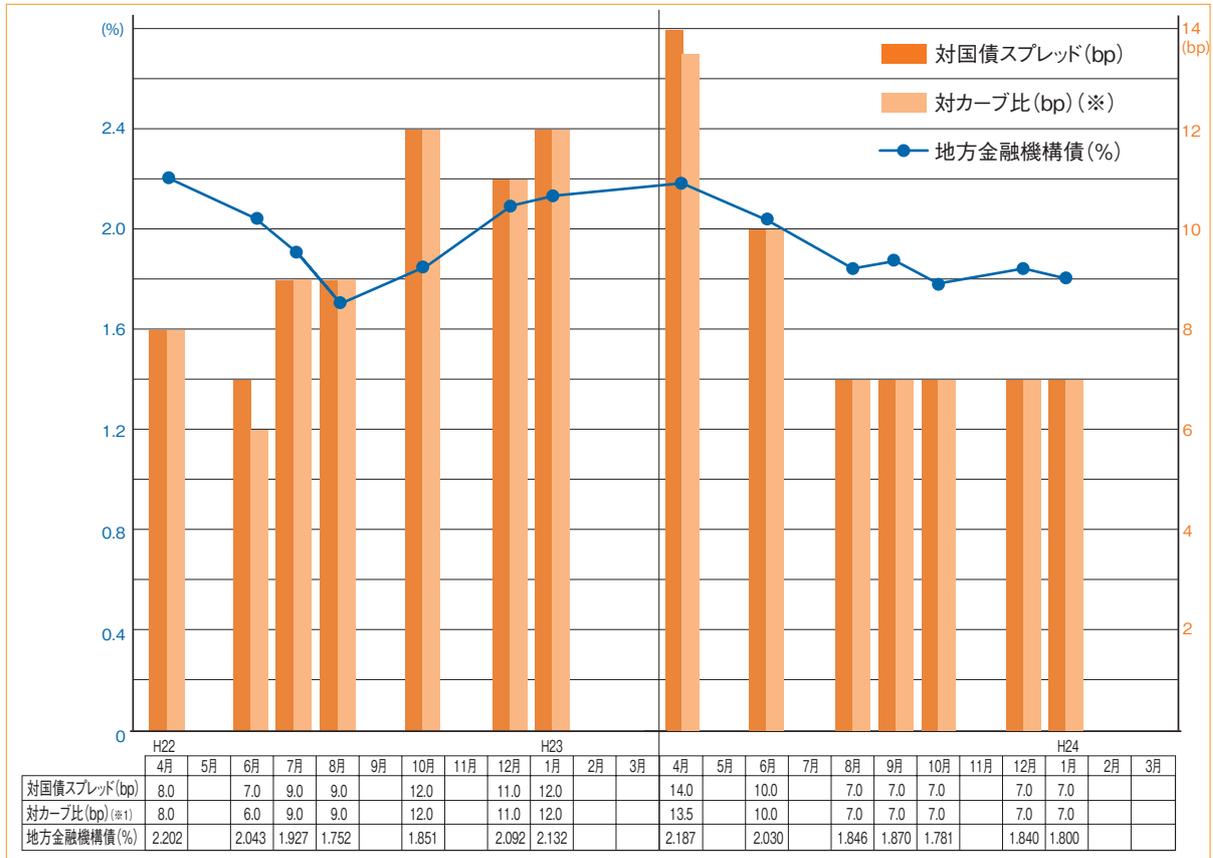
①地方金融機構債(10年債)の発行条件の推移



※カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値

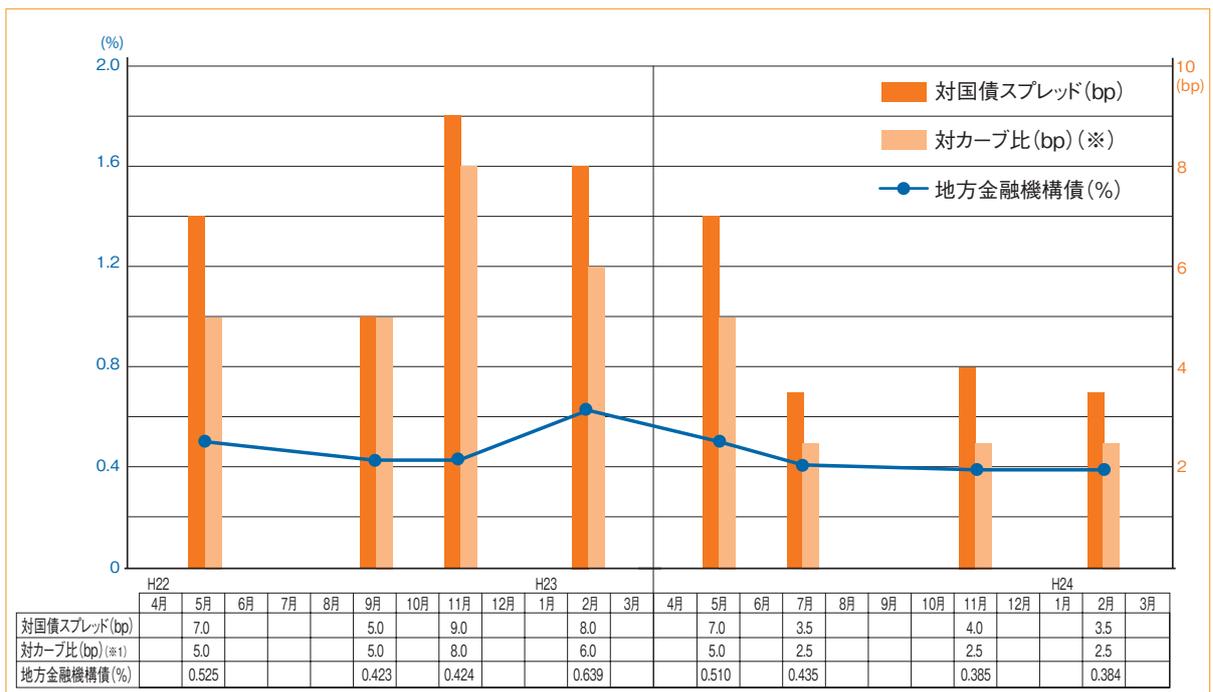
平成23年度事業実績

② 地方金融機構債(20年債)の発行条件の推移



※カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値

③ 地方金融機構債(5年債)の発行条件の推移



※カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値

4. 決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、年間を通じて国内の長期金利が低下傾向で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と比べて281億円減少し5,118億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて106億円減少し2,817億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて175億円減少し2,300億円となりましたが、引き続き高い水準を維持しております。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされております。これらの積立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて55億円増加し216億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

平成24年3月末の資産総額は、平成23年3月末と比べて1,139億円増加し23兆3,407億円となりました。これは、地方公共団体への貸付額が回収額を上回ったことで貸付金が1,555億円増加したこと等によるものです。

平成24年3月末の負債総額は、平成23年3月末と比べて896億円増加し23兆2,470億円となりました。これは、債券の償還額が発行額を上回ったことで債券が1,504億円減少したものの、債券借換益の計上等により金利変動準備金と公庫債権金利変動準備金の合計額が2,210億円増加したこと等によるものです。

平成24年3月末の純資産総額は、平成23年3月末と比べて243億円増加し936億円となりました。これは、主に平成23年度における一般勘定の当期純利益155億円を「一般勘定積立金」、管理勘定の当期純利益61億円を「管理勘定利益積立金」として計上したことによるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は次頁のとおりです。

平成23年度事業実績

主要決算項目の推移

1. 損益

(単位:百万円)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	前年度増減
経常収益	558,528	539,997	511,805	△28,192
経常費用	308,357	292,428	281,749	△10,678
経常利益	250,170	247,569	230,055	△17,513
当期純利益	8,866	16,074	21,632	5,558

2. 資産・負債・純資産

(単位:百万円)

	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	前年度増減
資産総額	23,184,998	23,226,787	23,340,707	113,919
貸付金	22,030,227	22,231,856	22,387,411	155,554
その他	1,154,771	994,931	953,296	△41,635
負債総額	23,124,384	23,157,405	23,247,010	89,605
債券	18,534,475	18,327,190	18,176,696	△150,493
地方公共団体健全化基金	906,939	915,823	919,871	4,047
特別法上の準備金等	3,664,927	3,896,421	4,104,844	208,422
金利変動準備金	440,000	660,000	880,000	220,000
公庫債権金利変動準備金	3,111,043	3,136,532	3,137,557	1,024
利差補てん積立金	113,883	99,889	87,287	△12,601
その他	18,042	17,969	45,598	27,629
純資産総額	60,613	69,382	93,696	24,314

(注)単位未満切捨てのために計が合わないことがあります。

平成24年度の経営計画

1. 貸付規模

機構の貸付計画は、地方債計画に基づき、地方公共団体に対して総務大臣・都道府県知事の同意等が予定されている地方債の額を踏まえて作成しますが、平成24年度の地方債計画には、東日本大震災を教訓として実施される緊急防災・減災事業債や被災した施設の繰上償還の財源に充てるための被災施設借換債が新たに計上され、機構の貸付対象とされたこと等により、機構資金について、前年度比2,810億円増の2兆1,740億円が計上されています。

これを踏まえて、平成24年度の貸付計画額は、1兆8,010億円としています。

■機構の貸付計画額

(単位:億円)

	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B) "
貸付計画額	18,010	18,431	△ 421	-2.3%

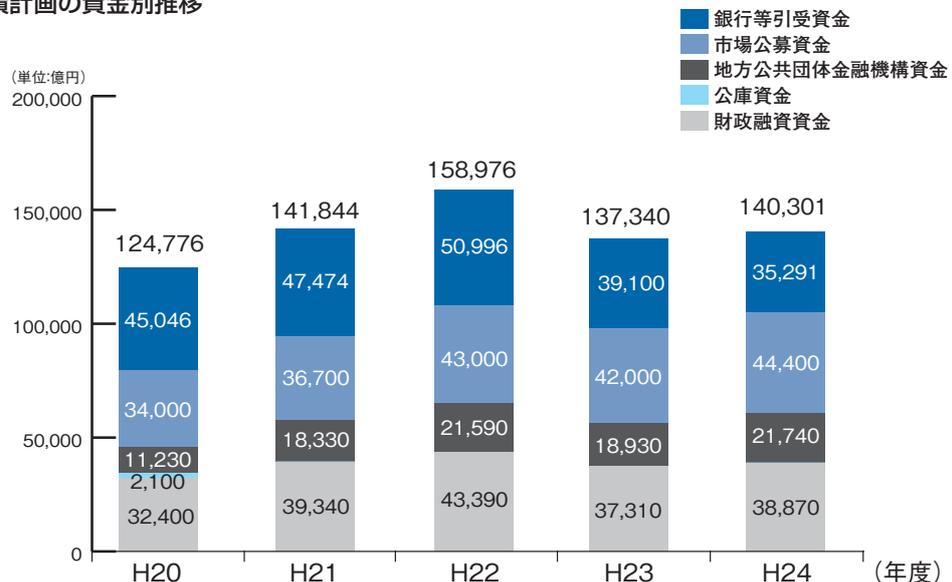
■地方債計画における機構資金

(単位:億円)

	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B) "
機構資金	21,740	18,930	2,810	14.8%
[内 訳]				
一般会計債	6,203	4,608	1,595	34.6%
公営企業債	7,900	7,422	478	6.4%
公営企業借換債	300	300	0	0.0%
被災施設借換債	150	—	150	皆増
臨時財政対策債	7,187	6,600	587	8.9%

※ 地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と、実際の資金の貸付けを行う時期が異なるためです。

地方債計画の資金別推移



2. 資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債の公募による発行を基本とし、平成24年度においては、公募債を1兆1,000億円（うち10年債4,500億円程度、20年債1,600億円程度、5年債800億円程度、FLIP・スポット債2,800億円程度、ユーロMTN1,300億円程度）発行する予定です。また、地方公務員共済組合連合会の引受による債券を3,000億円（全額10年債）発行する予定です。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととしており、平成24年度においては、公庫債権金利変動準備金3,500億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、1兆300億円（10年債4,900億円、6年債3,200億円、4年債2,200億円）発行する予定です。

（注1）この計画は、貸付けの実行状況、市場環境等により変更することがあります。

（注2）発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

（URL: <http://www.jfm.go.jp/index.html>）

■債券の年間発行予定額

1. 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成24年度	平成23年度実績
10年債	4,500億円程度	4,000億円
20年債	1,600億円程度	1,700億円
5年債	800億円程度	800億円
FLIP・スポット債	2,800億円程度	2,935億円（注1）
ユーロMTN	1,300億円程度	684億円（注2）
計	11,000億円	10,119億円

※ 貸付状況、市場環境等により変更することがあります。

（注1）平成23年度はFLIPのみです。

（注2）円換算額（単位未満四捨五入）

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	平成24年度	平成23年度実績
10年債	3,000億円	3,000億円

2.政府保証債

債券の種類	平成24年度	平成23年度実績
10年債	4,900億円	5,128.6億円
6年債	3,200億円	2,000億円
4年債	2,200億円	—
計	10,300億円	7,128.6億円

○スポット債

10年、20年及び5年とは異なる年限で、主幹事方式により発行するものです。平成24年度において新たに発行することを予定しています。

○FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

FLIPは、所定の証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

○ユーロMTNプログラム (MTN : Medium Term Note)

ユーロMTNプログラムは、ユーロ市場において多様なストラクチャー、年限、通貨、発行額の債券を柔軟に発行することを可能とするプログラムです。

3. リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行います。

4. 地方支援業務の展開

地方公共団体が地方債を取巻く環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行えるよう、引き続き、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱からなる地方支援業務を実施するとともに、資金管理の助言や研修・実務支援要請の増加など、拡大・多様化する地方公共団体ニーズに対し、体制を強化しつつ、積極的に対応します。

5. 国庫納付

平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として、「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号) 附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金3,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。



I 章



業務の紹介

貸付業務 22

- 1.概要 22
- 2.貸付利率 24
- 3.貸付の審査体制 25
- 4.貸付実績の推移 26
- 5.貸付対象事業の紹介 30

地方支援業務 37

- 1.基本姿勢 37
- 2.地方支援業務の概要 37

資金調達業務 39

- 1.機構債券の種類 39
- 2.資金調達の基本姿勢 40
- 3.機構債券の特徴 41
- 4.資金調達実績の推移 42



貸付業務

- 地方債計画に計上された公的資金として、貸付けを実施します。
- 国又は都道府県が同意・許可を行った地方債に対して貸付けを行います。
- 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。
- 地方公共団体健全化基金による利下げにより、低利での資金を提供します。
- 貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

1. 概要

1. 貸付対象団体

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は地方公共団体の実施する次の事業です。

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ・観光施設事業
- ・駐車場事業
- ・産業廃棄物処理事業
- ・公営住宅事業※1

一般会計債

- ・公共事業等
- ・緊急防災・減災事業
- ・学校教育施設等整備事業※2
- ・社会福祉施設整備事業
- ・一般事業
- ・地域活性化事業
- ・防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ・合併特例事業

臨時財政対策債

上記のほか、公営企業借換債および被災施設借換債を対象としています。

※1 公営住宅事業は地方公共団体金融機構法上「公営企業」として規定。

※2 学校教育施設等整備事業は、平成24年度から新たに貸付対象になりました。

3.貸付けの種類

機構の貸付けは、次の3種類です。

- 長期貸付
起債同意・許可を得た地方公共団体に対する償還期限が二会計年度以上にわたる資金の貸付け
- 同意・許可前貸付
起債同意・許可の見込みが確実な事業に対する、長期貸付までのつなぎ資金の同意・許可前の貸付け
- 短期貸付
当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

4.償還期限

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業		平成24年度同意（許可）債				
		固定金利		利率見直し（注）		
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	
一般 会 計 債	公 共 事 業 等	年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5	
	公 営 住 宅 事 業	25	5	25	5	
	緊急防災・減災事業	10	2	—	—	
	教育・福祉施設等 整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業	20	3	20	3
	一 般 単 独 事 業	一 般 事 業	20	5	20	5
		地 域 活 性 化 事 業	30	5	30	5
		防 災 対 策 事 業	30	5	30	5
		地方道路等整備事業	20	5	20	5
	合併特例事業		30	5	30	5
臨時財政 対策債	都道府県・政令指定都市	—	—	30	3	
	市 町 村	—	—	20	3	
公 営 企 業 債	水 道 事 業	30	5	30	5	
	工 業 用 水 道 事 業	30	5	30	5	
	交 通 事 業	30	5	30	5	
	電 気 事 業	30	5	30	5	
	ガ ス 事 業	25	5	25	5	
	港 湾 整 備 事 業	20	5	30	5	
	病 院 事 業	30	5	30	5	
	市 場 事 業	25	5	25	5	
	と 畜 場 事 業	20	5	20	5	
下 水 道 事 業	30	5	30	5		

（注）利率見直しは10年ごとの見直し



2. 貸付利率

1. 貸付利率

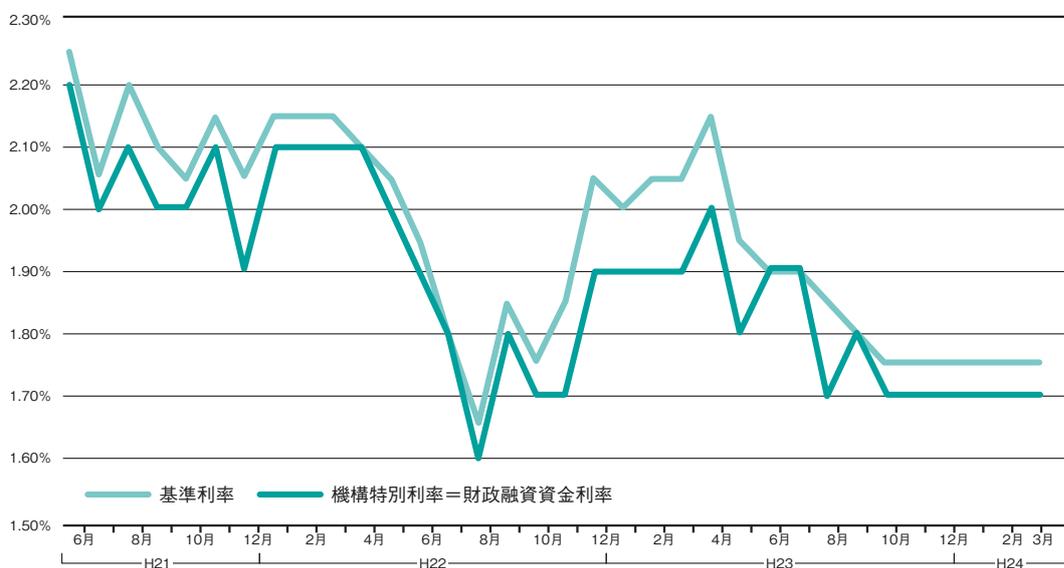
貸付利率は、基準利率及び機構特別利率（旧特別利率及び旧臨時特別利率）（注）の2種類があります。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する機構特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、機構設立以来の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

（注）平成24年度同意（許可）債から、これまでの旧特別利率（基準利率－0.30%）及び旧臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率として一本化しました。旧特別利率及び旧臨時特別利率は過年度債分に適用されます。



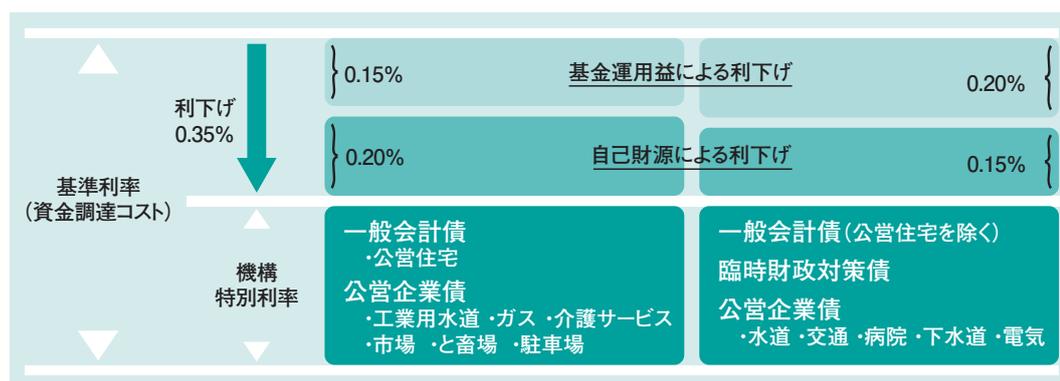
（注1）貸付利率は固定金利方式、30年償還（うち5年据置）のものを記載しています。

（注2）同一償還条件の財政融資資金の貸付利率を下限としているため、同水準になっています。

2. 公営競技納付金等による利下げ

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引下げの財源として活用しています。



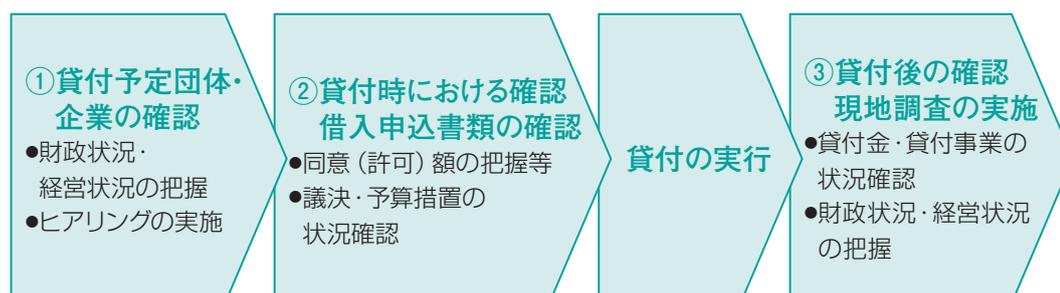
※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業毎の基金運用益による利下げ幅は「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号の規定）に基づき、総務大臣が定めています。

3. 貸付の審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ① 貸付予定の地方公共団体・公営企業について、（地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて）決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県の関係部署にヒアリングを行います。
- ② 貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③ 貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。



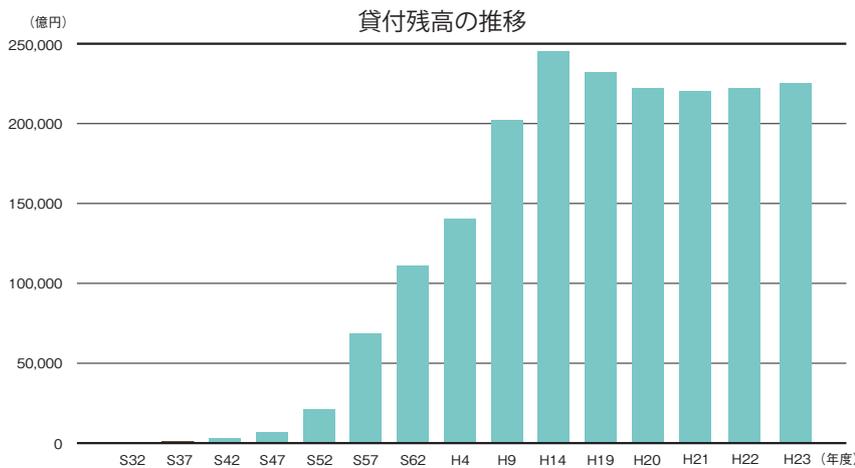
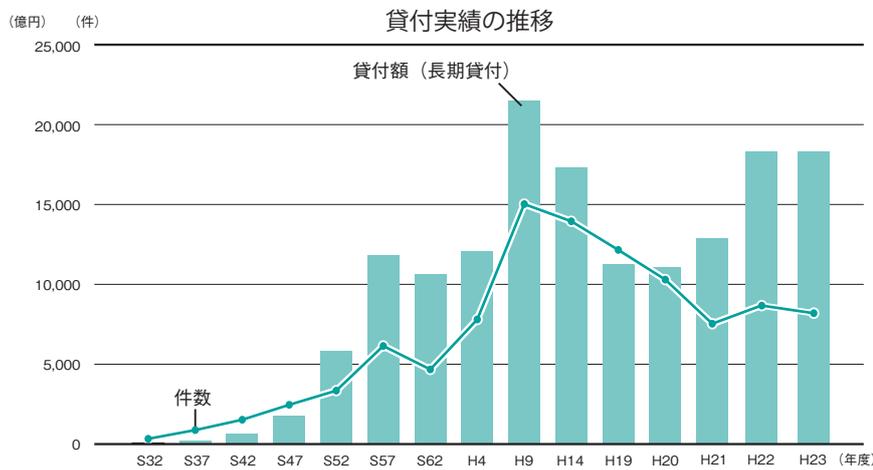


4. 貸付実績の推移

1. 全体の貸付実績の推移

旧公庫の貸付額（長期貸付）は平成9年度の2兆1,369億円がピークであり、以後、貸付額は減少していましたが、平成21年度からは一般会計債も貸付対象となったことなどから、近年は増加しています。

平成23年度の貸付実績は1兆8,041億円であり、平成23年度末における貸付残高は22兆3,874億円となっています。

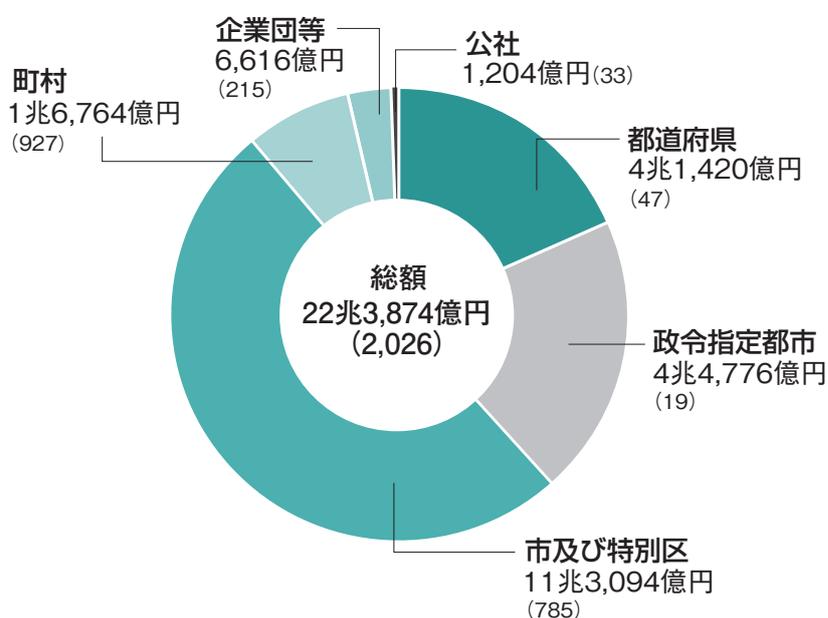


2. 団体種別貸付実績

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成23年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,026団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が11兆3,094億円で最も多く全体の51%を占めています。次いで、政令指定都市が4兆4,776億円で20%、都道府県が4兆1,420億円で18%となっており、残り2兆4,584億円が町村及び企業団等で11%となっています。

団体種別貸付残高(平成24.3.31現在)

(受託貸付を除く)()は貸付団体数





3.事業毎の貸付実績の推移

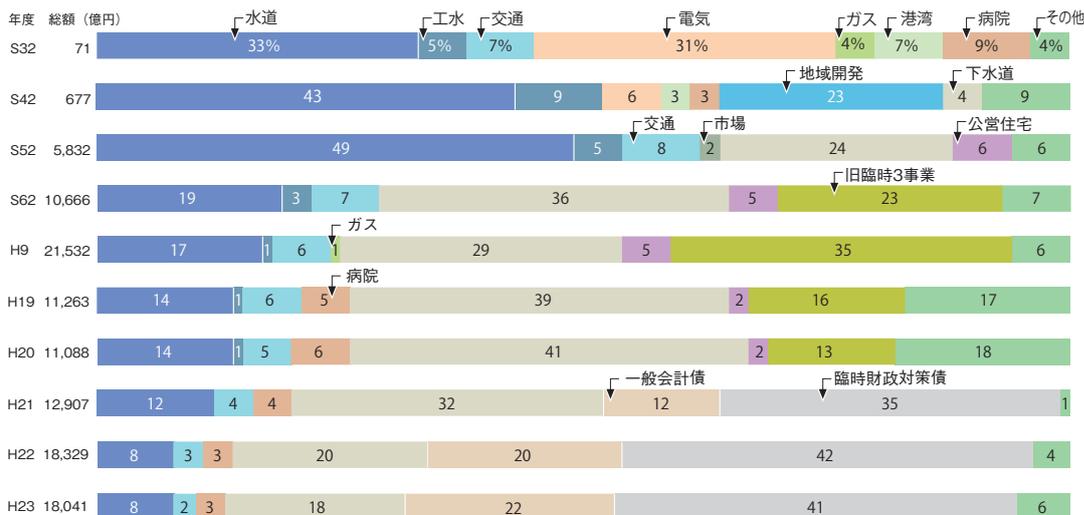
貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和30年代は水道、電気が主な貸付対象でしたが、40年代には水道、地域開発が、50年代には下水道、水道が主な貸付対象事業となり、60年代以降は下水道及び臨時3事業（臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校）のウェイトが高くなっていました。

平成21年度からは、これまで主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、また、臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成23年度の事業毎の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く7,378億円で全体の41%を占め、次いで下水道事業3,196億円18%、合併特例事業1,880億円10%の順になっています。

平成23年度末の貸付残高は22兆3,874億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の39%を占め、次いで水道事業18%、旧臨時3事業16%の順になっています。

■年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）



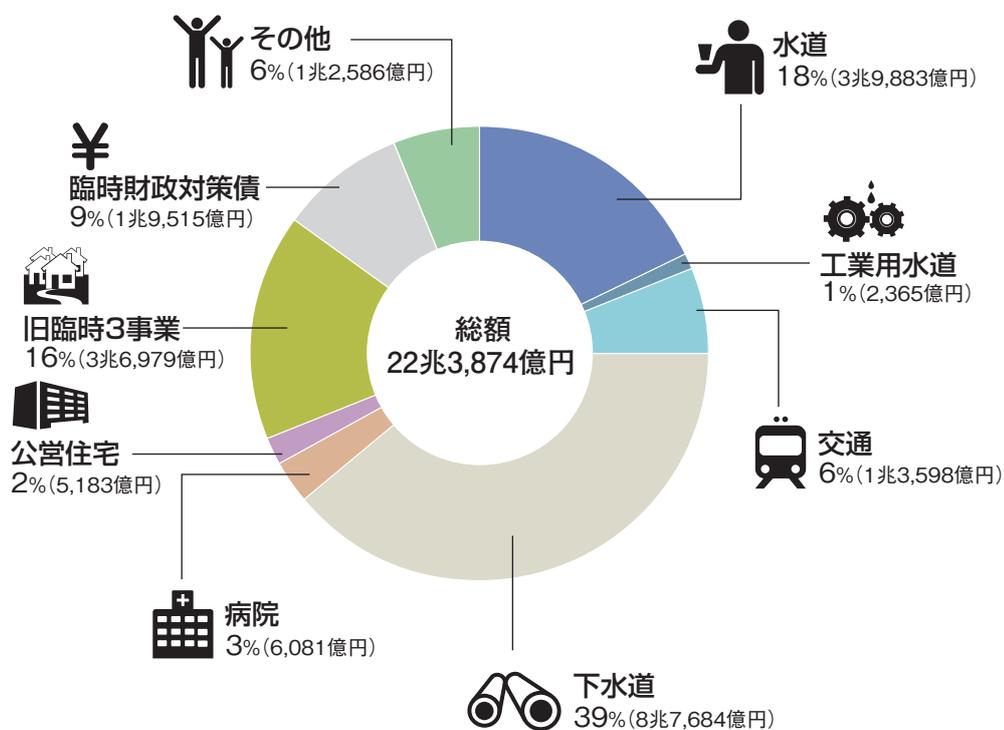
(注1) 同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

(注2) その他には、公営企業借換債及び被災施設借換債を含んでいます。

(注3) 四捨五入により、計が一致しない場合があります。

(注4) 一般会計債には、公営住宅、旧臨時3事業に係る貸付けを含んでいます。

事業別貸付残高(平成24.3.31現在)





5. 貸付対象事業の紹介

地方公共団体金融機構においては、地方財政法第5条の3第6項の規定に基づき毎年度国が策定する地方債計画の事業区分に従って貸付けを行っています。

(注) 各事業の事業数等は平成22年度のもので、なお、写真は、既存の融資事業の例ですので、平成23年度に貸付けた事業とは限りません。

【下水道事業】

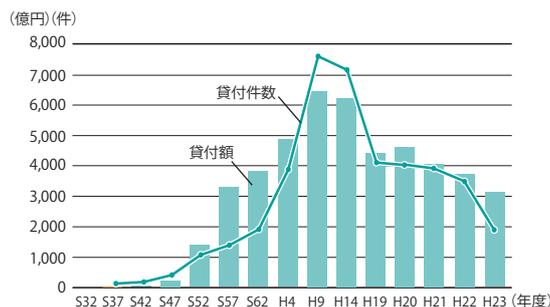
汚水処理人口普及率は、平成22年度末で86.9%となっており、このうち人口5万人未満の市町村における普及率は72.2%となっています。

下水道事業の数は、3,637事業で、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理量の合計）は約149億m³となっており、平成22年度末における現在処理区域内人口は1億26万人となっています。

平成23年度の貸付額は、3,196億円となっています。



清水地区農業集落排水処理施設(岐阜県揖斐川町)



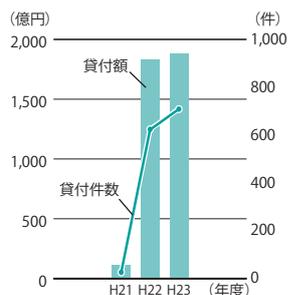
【合併特例事業】

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業であり、平成21年度から新たに貸付対象になったものです。また、上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増高経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成なども対象となっています。

平成23年度の貸付額は、1,880億円となっています。



JR草津線寺庄駅周辺



【水道事業】

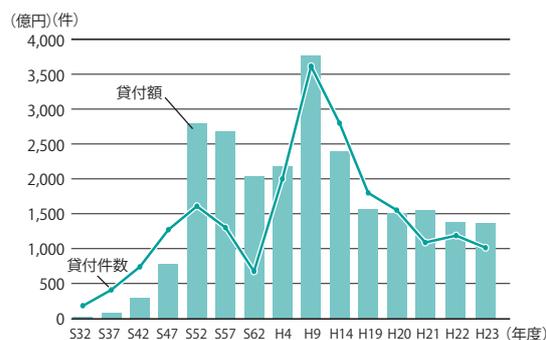
水道普及率は、平成21年度末で97.5%となっています。

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,152事業あり、年間約188億㎡の給水を行っており、給水人口は約1億2,494万人となっています。

平成23年度の貸付額は、1,367億円となっています。



大井川広域水道企業団(静岡県)



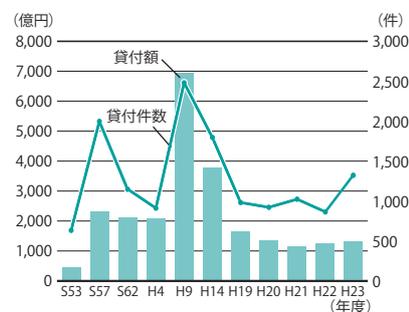
【地方道路等整備事業】

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は、平成21年度から地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成23年度の貸付額は、1,329億円となっています。



町道内池水口線(滋賀県日野町)



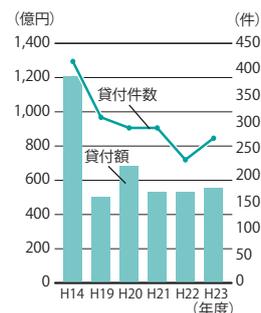
【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、654事業で、これらの事業が有する病院の数は883病院（一般病院846、結核病院1、精神科病院36）となっています。

平成23年度の貸付額は、574億円（地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。）となっています。



県立こころの医療センター(三重県)





貸付業務

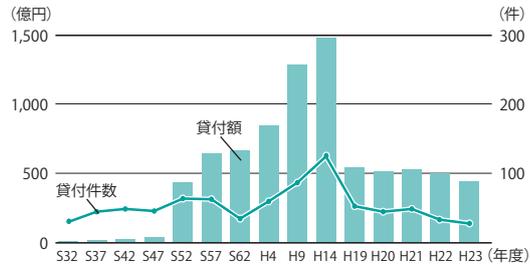
【交通事業】

地方公共団体が経営する交通事業は、80団体98事業あり、年間延べ約40億人（1日平均1,083万人）に利用されています。

平成23年度の貸付額は、438億円となっています。



市内電車環状線（富山市）

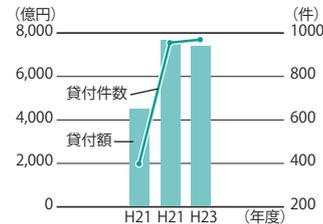


【臨時財政対策債】

地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

この不足額の一部について、地方公共団体自らが臨時財政対策債の発行により調達することとされており、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

平成23年度の貸付額は、7,378億円となっています。



【その他の事業】

■公共事業等

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

平成23年度の貸付額は1億円となっています。

■公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成22年度末では約217万戸が管理されています。

平成23年度の貸付額は、161億円となっています。



市営住宅賀露団地(鳥取市)

■社会福祉施設整備事業

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

平成23年度の貸付額は145億円となっています。

■一般事業

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については臨時河川等整備事業(中小河川の整備)や臨時高等学校整備事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

平成23年度の貸付額は、85億円となっています。



県立青森東高校(青森県)

■地域活性化事業

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を図る「緑の分権改革」に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

平成23年度の貸付額は、89億円となっています。

■防災対策事業

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成23年度の貸付額は、272億円となっています。



貸付業務

■工業用水道事業

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152事業260施設あり、6,118箇所の工場等に年間約46億 m^3 を給水しています。

平成23年度の貸付額は、97億円となっています。



生田浄水場(川崎市)

■電気事業・ガス事業

地方公共団体が経営する電気事業は、63事業348発電所で、発電能力は最大出力275万kW、年間発電電力量は94億kWhに達しています。また、地方公共団体は、30のガス事業を経営し、89万戸の家庭に年間386億MJのガスを供給しています。

平成23年度の貸付額は、40億円となっています。



仁右エ門用水発電所(富山県)

■港湾整備事業

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、101事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成23年度の貸付額は、29億円となっています。



アイランドシティコンテナターミナル ガントリークレーン(福岡市)

■介護サービス事業

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、598事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成23年度の貸付額は、34億円となっています。



無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ(萩市)

■市場事業

地方公共団体が経営する市場事業は、175事業で、年間の取扱量は、そ菜736万トン、果実243万トン、水産物381万トン、肉類その他78万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成23年度の貸付額は、82億円となっています。



中央卸売市場(盛岡市)

■と畜場事業

地方公共団体が経営すると畜場事業は、73事業で、平成22年度における年間処理実績は417万頭となっています。

平成23年度の貸付額は、8億円となっています。



食肉流通センター(金沢市)

■観光施設事業(産業廃棄物処理事業を含む。)

観光施設事業は、休養宿泊事業136事業をはじめ、ロープウェイ61事業、その他観光事業(温泉、城、資料館、動植物園等)169事業の合計366事業が行われています。

平成23年度の貸付額は、1億円となっています。

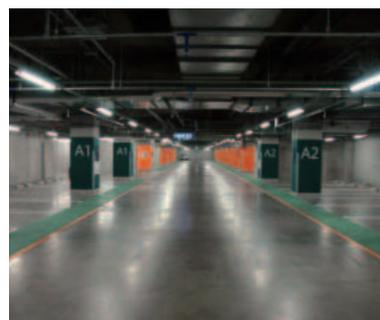


旭山動物園(旭川市)

■駐車場事業

地方公共団体が経営する駐車場事業は、232事業695施設であり、公営駐車場の収容能力は約12万4千台、1日平均利用台数は約17万台となっています。

平成23年度の貸付額は、20億円となっています。



川口駅東口地下公共駐車場(川口市)



【平成24年度新規貸付対象事業等】

■緊急防災・減災事業

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業です。

平成24年度の貸付計画額は848億円となっています。



■学校教育施設等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

平成24年度の貸付計画額は3億円となっています。



■一般事業

これまでの貸付対象事業に加え「地域総合整備資金貸付事業」（地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした地方公共団体が行う無利子融資）や「出資金・貸付金、負担金」（災害援護貸付金等）を新たに貸付対象としました。

平成24年度の貸付計画額は97億円となっています。

地方支援業務

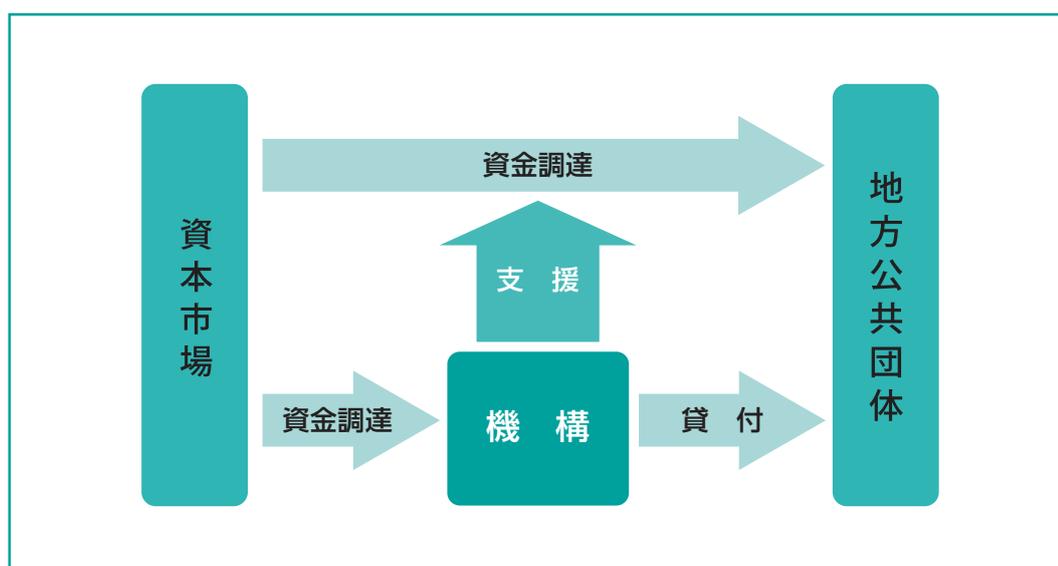
地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施します。

1. 基本姿勢

機構は、地方債資金の共同調達機関であり、資本市場から資金調達を効率的かつ効果的に行い、その資金を地方公共団体に融通する役割を担っています。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施しています。

また、機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携強化を図り、地方公共団体の求める支援を提供しています。



2. 地方支援業務の概要

地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で構成され、個別の地方公共団体のニーズに応じ、支援を実施しています。

1. 人材育成

地方財政、金融、会計等に関する基礎知識のみならず、実務に関するスキル・ノウハウの取得も視野に置いた研修を実施しています。



地方支援業務

■共催研修(短期集中研修)

全国市町村国際文化研修所(JIAM)や市町村アカデミー(JAMP)との共催により、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できるよう、金融知識に関する専門的な研修を提供しています。

■出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地域の実状や受講者のレベルに応じた講義を提供しています。

■実務テキストの作成

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開しています。

2. 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元しています。

■調査研究

個別の地方公共団体では実施が困難な調査研究を実施しています。

■フォーラム等の開催

東京大学と共催でフォーラムを開催しています。

3. 実務支援

個別の地方公共団体の要望に応じて、金融専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーがきめ細やかな支援を実施しています。

■自治体ファイナンス・アドバイザー派遣

資金調達に当たって生じる疑問や悩みに対して、その解決に向けた専門的なアドバイスを提供しています。

■現地サポート型実務支援事業～住民参加型市場公募地方債発行実務支援

住民公募債の発行を初めて行う地方公共団体を対象に、自治体ファイナンス・アドバイザーを派遣して、きめ細やかな支援を行う「住民公募債発行に際しての現地サポート事業」と「発行に係る広報経費等の助成事業」を行っています。

4. 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識を、ホームページ、広報誌、研修等を通じて、活用方法も含め提供しています。

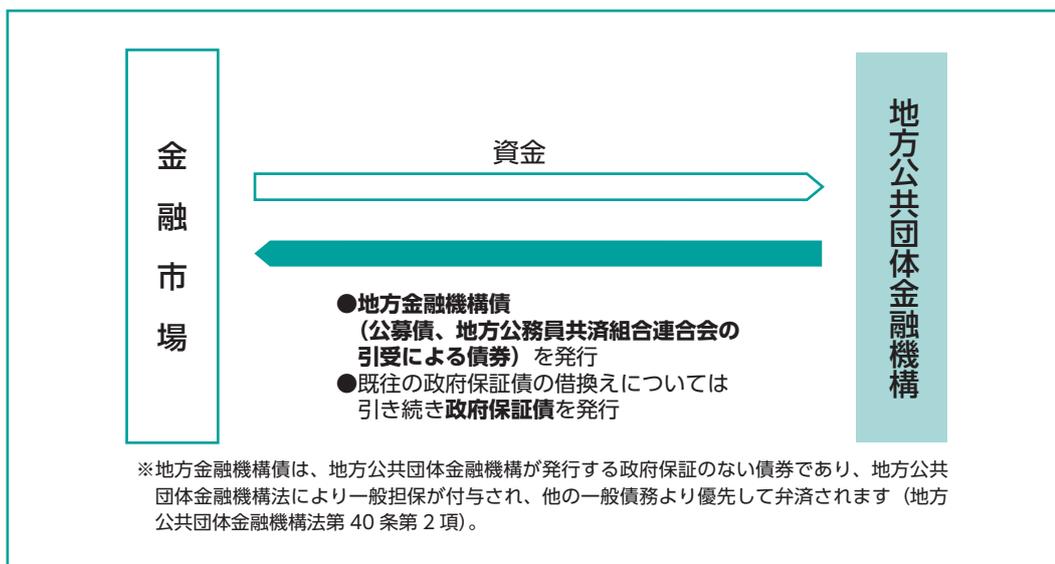
資金調達業務

地方公共団体の地方債資金共同調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した条件で貸出すため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的に調達を行います。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債（公募債）を基本としながら、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行も併せて行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。





2. 資金調達の基本姿勢

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくことを通じて、資本市場からの確固たる信託を維持してまいります。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な資金調達に努めてまいります。

1. 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な資金調達に努めます。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に10年債については、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) やユーロMTNプログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けのニーズに迅速かつ的確に対応してまいります。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの縮減が図られるよう多様な市場における債券発行に努めてまいります。

2. 積極的な情報開示と説明の徹底

投資家判断に資するよう機構の事業・財務内容やリスク管理の状況について、情報開示を適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構への確固たる信託を維持するため投資家説明会や個別投資家訪問といったIRを積極的に実施します。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう半期毎に債券発行計画を公表します。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献してまいります。

〈参考〉

FLIPの概要

年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組みです。

○債券の年限 3年～30年(ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20年は除く)

○1回の発行額 30億円以上

ユーロMTNプログラムの概要

ユーロMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方債と同様の信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- 機構は地方の資金共同調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先である地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は高いといえること
- 金利変動準備金等により万全の財務基盤が確保されていること
- 地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)、ムーディーズ・ジャパン (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトの категорияは円建債10%、外貨建債20%となっています。

このほか、海外投資家 (非居住者、外国法人等) が受け取る機構債券等の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとなっています。また政府保証債については、円建債、外貨建債にかかわらず0%となっています。(平成24年3月31日現在)

※非課税措置の対象となるのは、平成25年3月31日までに発行される機構債券等の利子等のうち、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものとなっています。

発行体格付 (依頼)	S&P : A A - (平成24.3.31 現在) Moody's : A a 3 R&I : A A +	
BISリスク・ウェイト	地方金融機構債 : 10% (円建) 20% (外貨建)	(参考) 政府保証債 : 0% 国債・地方債 : 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。(地方公共団体金融機構法第40条第2項 (抄)) なお、この先取特権の順位は、同条第3項により、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされている。	

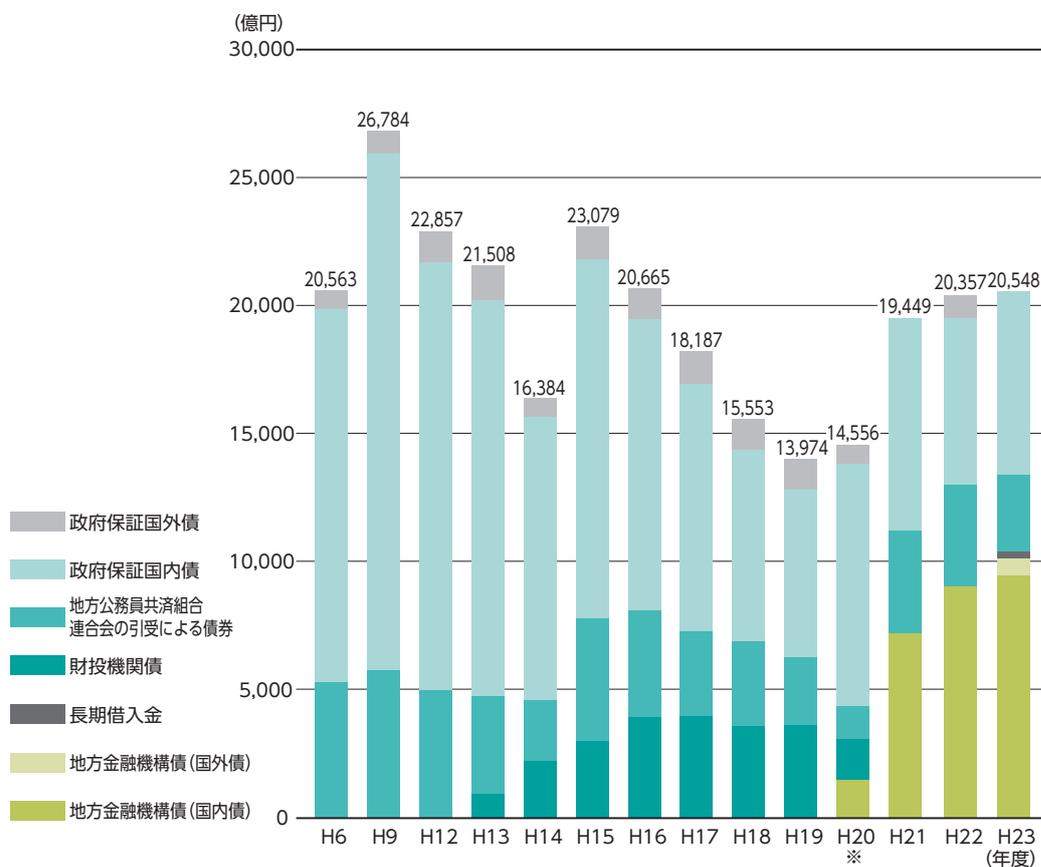


4. 資金調達実績の推移

機構では、地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会の引受による債券）及び政府保証債を発行しています。

政府保証のない公募債として、旧公庫は平成13年度から財投機関債を発行していましたが、平成20年度の機構の業務開始以降は、地方金融機構債を発行しています。

なお、平成23年度の債券発行総額は、2兆247億65百万円、借入金は300億円となっています。



※平成20年度は公営企業金融公庫と地方公営企業等金融機構の合算額



II章



業務運営体制

機構の基本的な仕組み 44

- 1.貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ 44
- 2.出資金 45

ガバナンス(企業統治) 46

- 1.ガバナンス 46
- 2.財務報告に係る内部統制 48
- 3.内部監査 49

一般勘定と管理勘定 50

リスク管理 52

- 1.リスク管理全般 52
- 2.個別リスク管理 53

コンプライアンス(法令等遵守) 58

ディスクロージャー 59

地方債制度における機構の役割 ... 60



機構の基本的な仕組み

1. 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成23年度末)

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

地方公共団体金融機構は、法律の規定に基づき、全ての地方公共団体の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債に対して貸付けを行っており、これまで貸し倒れは一件も発生していません。

地方債資金の共同調達機関

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、地方公共団体金融機構では、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）を発行して資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしています。

なお、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています（地方公共団体金融機構法第52条第1項）。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して最長30年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として10年債の発行により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）への対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けています。

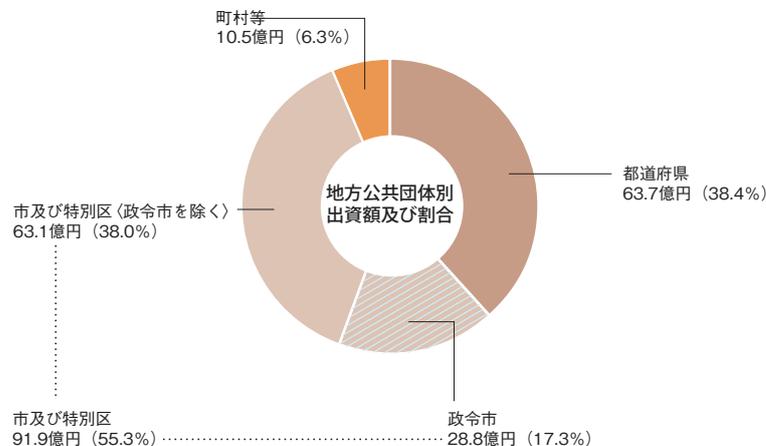
健全化基金を活用した利下げ

機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2. 出資金

機構は地方が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

平成24年4月1日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,790団体から、合計166億210万円の出資を受けています。



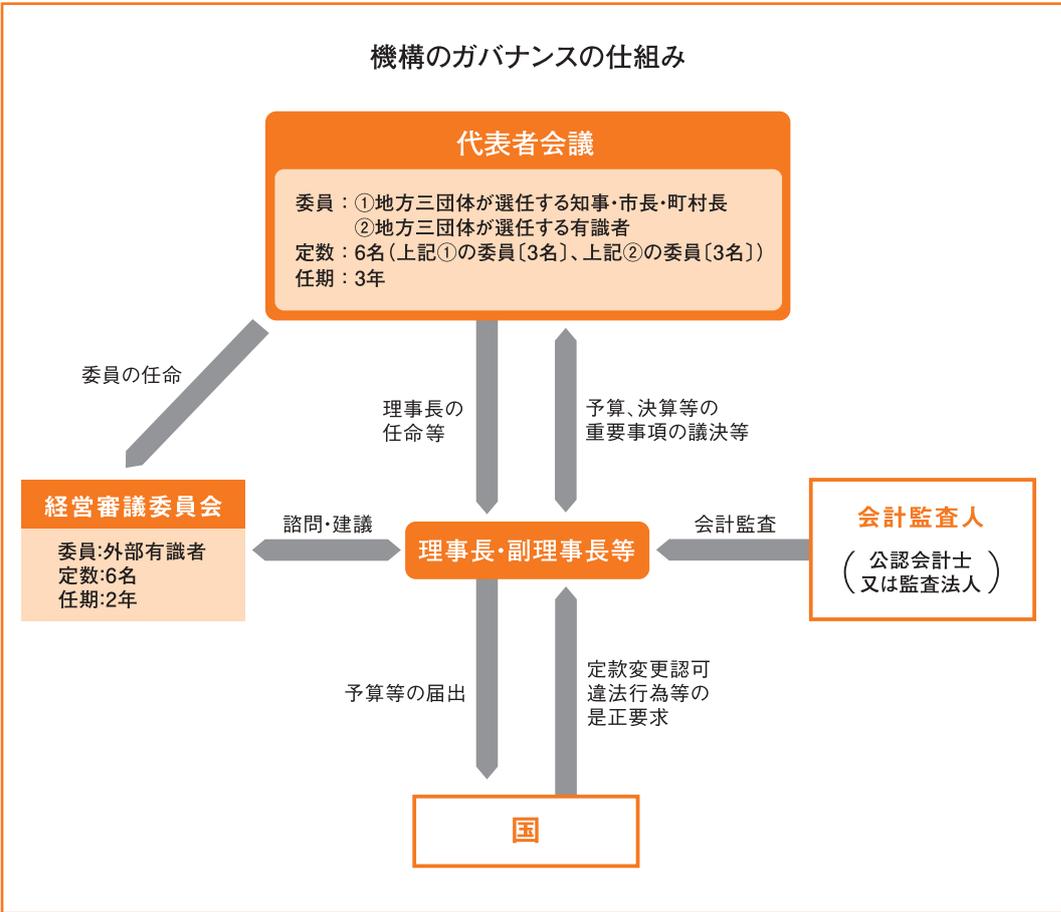
※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。
 ※町村等には、一部事務組合が含まれます。



ガバナンス(企業統治)

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンス(企業統治)が確保されています。

1. ガバナンス



1. 代表者会議

機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者(3名)に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しています。

○代表者会議委員(平成24年4月1日現在)

敬称略 ◎は議長

■地方公共団体の代表者

- ◎ 伊藤 祐一郎(鹿児島県知事)
- 森 民夫(新潟県長岡市長)
- 藤原 忠彦(長野県川上村長)

■外部の学識経験者

- 小幡 純子(上智大学法科大学院教授)
- 堀場 勇夫(青山学院大学教授)
- 森田 富治郎(日本経団連21世紀政策研究所所長・
第一生命保険(株)特別顧問)

2. 経営審議委員会

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営と責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられています。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

○経営審議委員会委員(平成24年4月1日現在)

敬称略 ◎は委員長

- ◎ 林 宜嗣(関西学院大学教授)
- 栢森 哲也((株)時事通信社取締役)
- 栗原 脩(弁護士[西村あさひ法律事務所])
- 篠崎 由紀子((株)都市生活研究所代表取締役)
- 鈴木 豊(青山学院大学大学院教授・公認会計士)
- 西野 万里(明治大学名誉教授)



3. 会計監査人による外部監査

機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達が可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

2. 財務報告に係る内部統制

機構は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号、以下「財務会計省令」という。）に基づき、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされています。また、財務会計省令に基づき、事業年度の末日（3月31日）を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっています。

当機構では、機構の業務全般に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施します。

具体的には、下記の内容を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じた改善を図ることとしています。

- 組織全体に方針や手順が示されると共に、適切に整備及び運用が行われていること
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が整備され、適切に運用されていること
- 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理されると共に、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備され、適切に運用されていること
- モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること
- ITに対し、適切な対応がなされること

なお、平成23年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。また、内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において、「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」旨の監査意見（財務会計省令第32条第4項第1号に基づく無限定適正意見）を得ています。

3. 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うとともに、内部監査を実施しています。

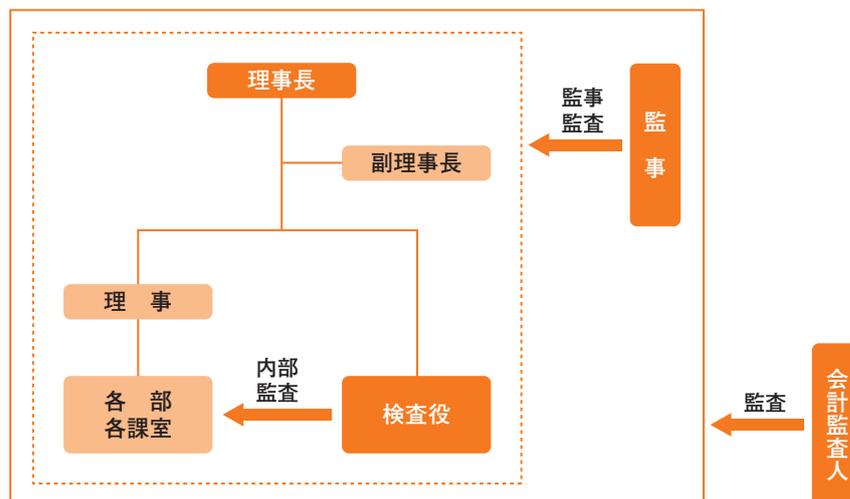
○内部監査の内容は次のとおりです。

- ①各課・室の事務処理が法令や諸規程に従い適正に行われているか
- ②職務執行態勢は効率的であるか
- ③リスク管理態勢は適切かつ有効に機能しているか
- ④情報の管理・伝達・共有態勢は有効に機能しているか

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。





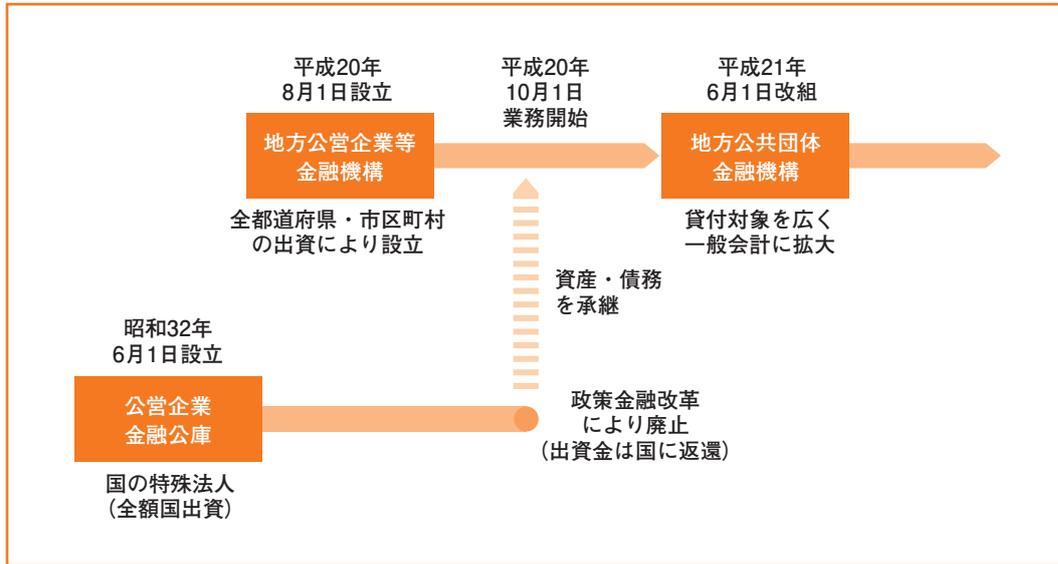
一般勘定と管理勘定

地方公共団体金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に旧公庫の資産・債務を引き継いで業務を開始しました。

また、平成21年6月1日の改組により、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

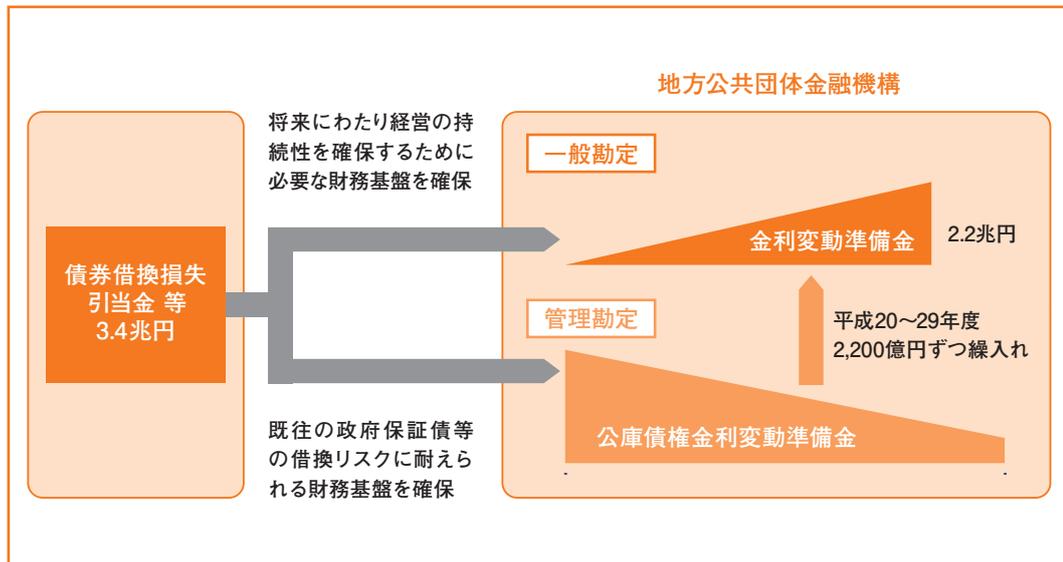
機構の業務開始以降の新たな貸付け、債券発行等については「一般勘定」により経理を行うこととされ、一方、機構が旧公庫から承継した債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）については「管理勘定」を設け、両者の経理を区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰入れることとされており、残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。



また、公庫債権管理業務が終了し、管理勘定を廃止したときに残余財産がある場合は、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる額を国に帰属させるものとされています（地方公共団体金融機構法附則第14条）。

この規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目途として公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなりました。その全額が地方交付税特別会計に繰り入れられ、地方交付税の総額の確保に活用されることとなります。平成24年度においては、そのうち3,500億円を国庫に納付しました。

なお、平成20年度には、地域活性化・生活対策臨時交付金の財源として同準備金3,000億円を国庫へ納付しております。



リスク管理

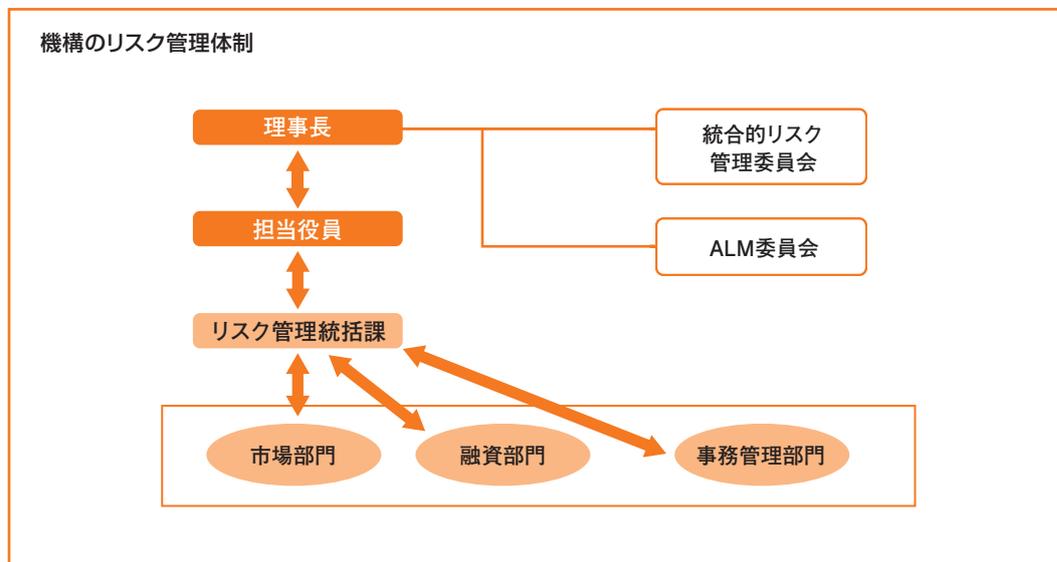
1. リスク管理全般

1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

地方公共団体金融機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信頼を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。



2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2.個別リスク管理

1.信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっています。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により償還事務に支障を生じた被災団体に対し、償還元利金（32件72億円余）の支払期日を平成23年9月20日までに延長する措置を講じたところですが、同日までに延長措置を講じた元利金の償還は完了しております。

(貸付債権の状況)

機構全体の貸付残高は平成24年3月末現在で22兆3,874億円となっていますが、そのうち0.5%程度の1,204億円は、旧公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっています。

なお、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の0.2%程度となっています。



(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクです。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は以下のように対応することとしています。

○金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。平成24年3月末日現在の金利変動準備金は、一般勘定で8,800億円、管理勘定で3兆1,375億円、両勘定合計で4兆175億円となっています。

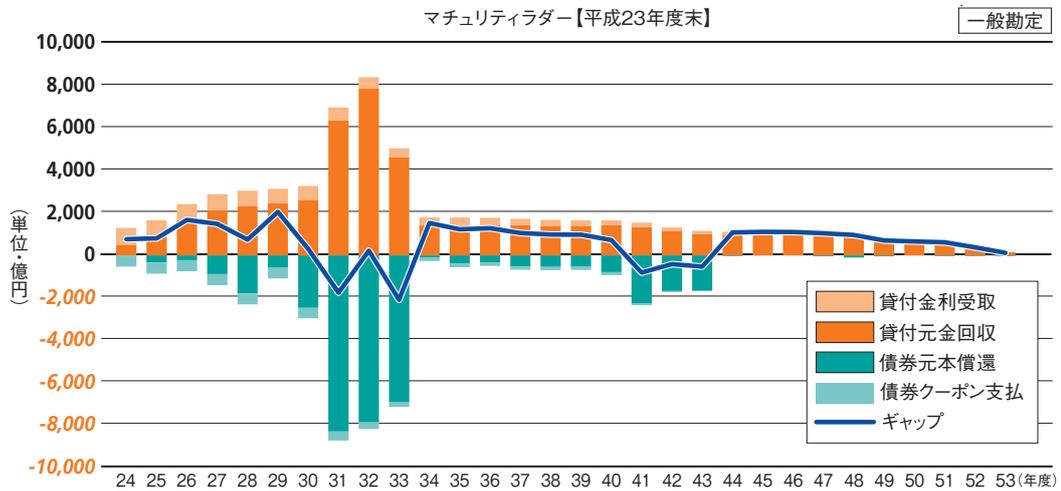
今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしています。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。機構が業務を開始して、まだ、3年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比し小規模ではありますが、平成23年度末のアウトライヤー比率は17.5%、デュレーションギャップは0.97年であり、管理目標の範囲内となっています。

旧公庫が貸付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っていますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆1,375億円を積み立てています。また、平成20年10月以降、新たな貸付けを行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

なお、先述のとおり、平成24年度から平成26年度までの3年間で、機構法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行ったとしても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

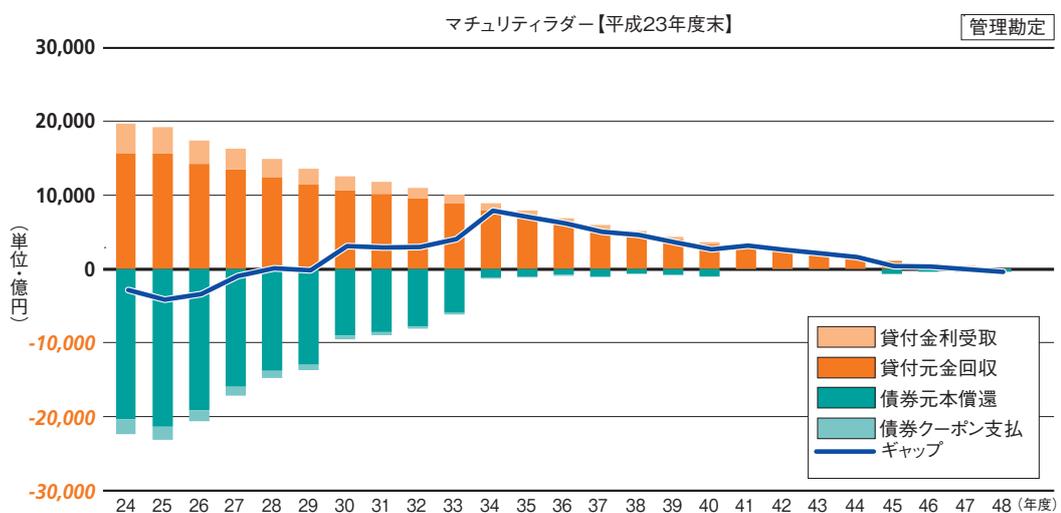
〈参考〉

貸付金と債券(資金調達)のマチュリティラダー図(一般勘定)



・貸付デレージョン10.10年・債券(資金調達)デレージョン9.13年・デレージョンギャップ0.97年(前年比▲0.15年)

貸付金と債券(資金調達)のマチュリティラダー図(管理勘定)



・貸付デレージョン6.81年・債券(資金調達)デレージョン4.39年・デレージョンギャップ2.42年(前年比▲0.08年)

機構全体

・貸付デレージョン7.57年・債券(資金調達)デレージョン5.41年・デレージョンギャップ2.16年(前年比▲0.20年)

マチュリティラダー

資産(貸付金の回収等)及び負債(債券の償還等)について、その満期額や金利更改額を期間毎にまとめて時系列に並べたものです。



また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っています。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでいます。

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形固定資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。



コンプライアンス(法令等遵守)

1. 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めています。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

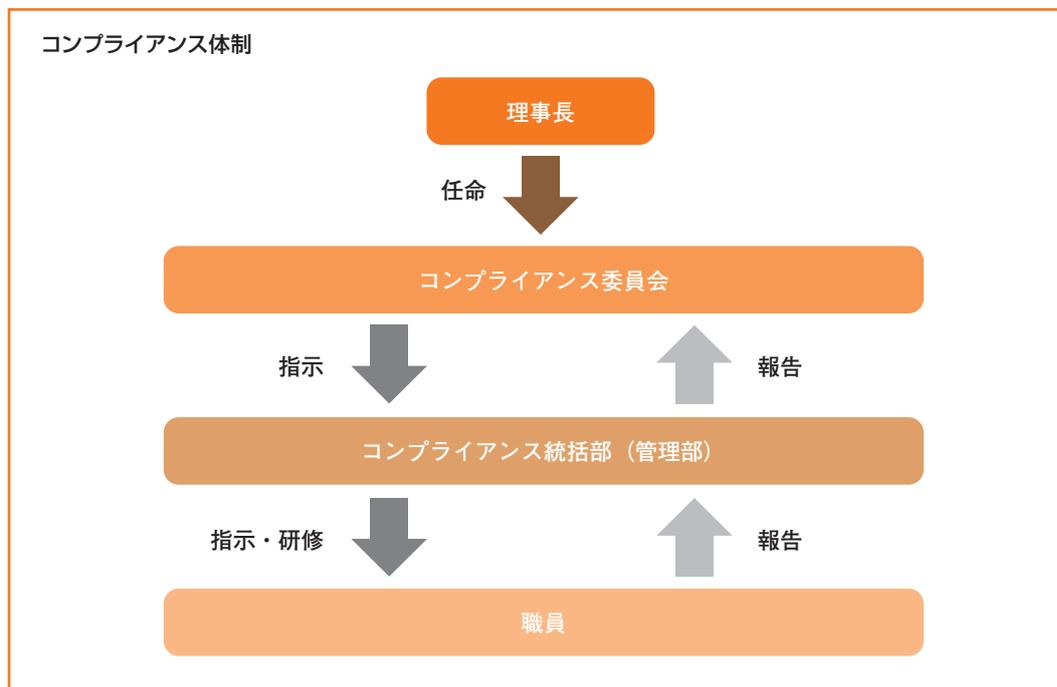
- 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- 役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信用確保に努めなければならない

2. コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画(体制指導・研修の実施・マニュアル整備)等を実施しております。



ディスクロージャー

1. 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保してまいります。

2. 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類
(有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書)
事業報告書
財務諸表
決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画
経営計画
債券発行計画
パンフレット
ディスクロージャー誌
Annual Report
広報誌「JFMだより」



ウェブサイト(<http://www.jfm.go.jp/>)



地方債制度における機構の役割

1.日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務などを重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備などについては、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県及び市町村、東京都の特別区などがあります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

地方公共団体金融機構はこれらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

2.地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応して様々な行政活動を行っています。このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、平成24年度の地方財政の規模は81.9兆円となっています（地方財政計画ベース。なお、平成24年度の国の一般会計予算規模は90.3兆円）。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施していることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債などにより各地方公共団体の財源が保障されています。

3. 地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税など自主財源をもって賄うことが望ましいと言えます。しかし、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税などの一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。

4. 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業など将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合などには、地方債をその財源とすることができます。

5. 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BISリスクウエイトは0%とされています。

① 地方債の元利償還に対する国の財源保障

地方債の新規発行額及び元利償還金（公債費）の総額は、先述した国が策定する地方財政計画の歳入及び歳出にそれぞれ計上し、この公債費を含めた地方財政計画の歳出総額と歳入総額を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障が行われています。

さらに、各地方公共団体に交付する地方交付税の額の算定に当たって、各地方公共団体の標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源が措置されています。

このようにマクロ・ミクロの両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障する仕組みが採られています。



地方債制度における機構の役割

② 早期是正措置としての起債許可制度

地方債は、国又は都道府県との協議等を経て発行することができますが、この地方債協議制度においても、地方債の信用維持等のため「元利償還金」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられており、個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みが採用されています。

なお、平成24年度から、財政状況の良好な地方公共団体が発行する地方債について、事前届出制度が導入されることとなりましたが、これは民間資金のみが対象であり、公的資金である機構資金については、引き続き国又は都道府県の同意（許可）を経た地方債にのみ貸付けを行います。

③ 地方財政健全化・再生の仕組み

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）により、各地方公共団体は「実質公債費比率」、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」という債務を幅広くとらえた4つの指標を算定し公表することとされています。また、これらの財政指標が早期健全化基準以上となった団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準以上となった団体については、地方債の償還を含め国等の関与による確実な財政の再生が行われることとされています。このように、発行体である地方公共団体の財政状況の悪化が生じた場合であっても、確実に元利償還が行われる仕組みがとられています。

6. 地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融资計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

① 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

② 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

※平成24年度地方債計画については、参考資料110～114ページ参照

7. 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金などに分けられます（下図参照）。



地方債計画における資金区分の推移

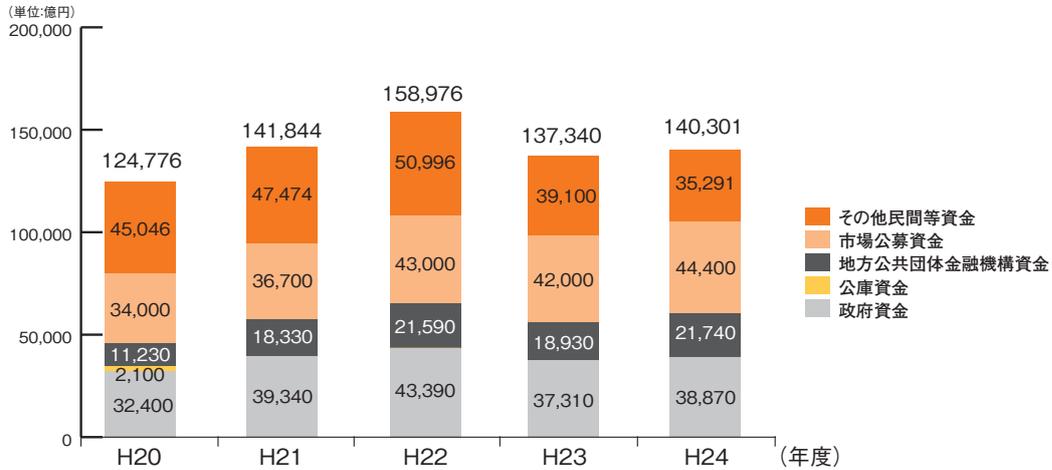
当機構の貸付規模については、財政融資資金の縮減に併せて、段階的に適切な縮減を図る旨が法律上規定されていますが、東日本大震災からの復旧・復興や全国的な防災・減災事業の推進に積極的な対応が求められていることなどを背景として、平成24年度地方債計画における機構資金の規模及び構成比（当初ベース）は、機構設立以来最大となっています。

このように、地方公共団体金融機構は我が国の地方債制度の中で大きな役割を果たし、機構資金は地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

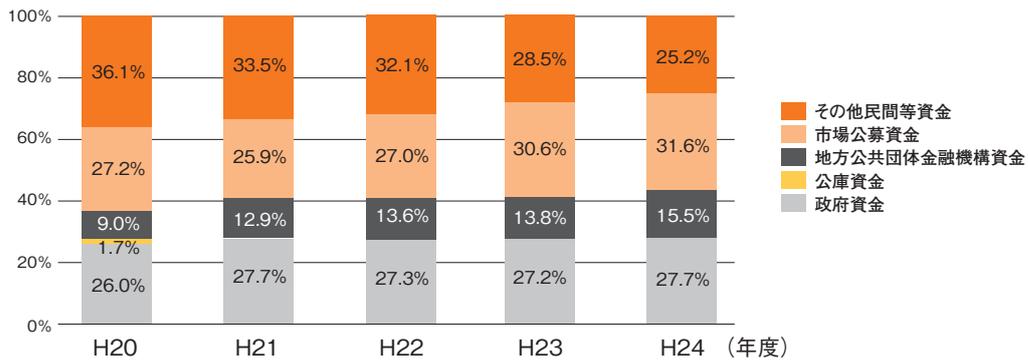


地方債制度における機構の役割

資金別地方債計画額(当初)の推移



地方債計画(当初)における資金別構成比の推移



※平成24年度分の政府資金と地方公共団体金融機構資金は、通常収支分と東日本大震災に関連する事業分の合計



III 章



機構の財務状況

財務諸表	66	・デリバティブ取引に関する注記	87
貸借対照表	66	・退職給付に関する注記	88
損益計算書	67	・重要な後発事象	88
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	68	・勘定別情報（貸借対照表関係）	89
純資産変動計算書	69	・勘定別情報（損益計算書関係）	90
キャッシュ・フロー計算書	70	附属明細書	91
重要な会計方針	71		
追加情報	74	参考情報	94
会計方針の変更	74	内部統制報告書	94
注記事項等	75	健全化判断比率等に基づく	
・貸借対照表に関する注記	75	平成23年度末貸付残高の分類	95
・損益計算書に関する注記	75	地方道路公社自己査定結果（平成23年度）	96
・金融商品に関する注記	76		
・有価証券に関する注記	86		

財務諸表

当機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)	科目	平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	22,231,856	22,387,411	債券	18,327,190	18,176,696
有価証券	457,590	762,987	借入金	—	30,000
現金預け金	516,633	172,250	その他負債	17,698	15,373
その他資産	17,033	14,894	賞与引当金	41	47
有形固定資産	2,918	2,563	役員賞与引当金	6	6
無形固定資産	756	600	退職給付引当金	195	146
			役員退職慰労引当金	27	23
			地方公共団体健全化基金	915,823	919,871
			基本地方公共団体健全化基金	908,104	911,935
			組入地方公共団体健全化基金	7,719	7,936
			特別法上の準備金等	3,896,421	4,104,844
			金利変動準備金	660,000	880,000
			公庫債権金利変動準備金	3,136,532	3,137,557
			利差補てん積立金	99,889	87,287
			負債の部合計	23,157,405	23,247,010
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	13,860	29,393
			一般勘定積立金	13,860	29,393
			評価・換算差額等	△8,645	△5,964
			管理勘定利益積立金	47,565	53,666
			純資産の部合計	69,382	93,696
資産の部合計	23,226,787	23,340,707	負債及び純資産の部合計	23,226,787	23,340,707

損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	539,997	511,805
資金運用収益	539,812	511,641
役務取引等収益	134	128
その他経常収益	50	34
経常費用	292,428	281,749
資金調達費用	283,177	274,320
役務取引等費用	269	275
その他業務費用	4,418	4,539
営業経費	2,374	2,385
その他経常費用	2,187	229
地方公共団体健全化基金組入額	2,187	216
その他の経常費用	—	12
経常利益	247,569	230,055
特別利益	233,994	232,601
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000	220,000
利差補てん積立金取崩額	13,994	12,601
特別損失	465,489	441,024
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	245,489	221,024
当期純利益	16,074	21,632



財務諸表

利益の処分にに関する書類【一般勘定】

平成22年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		8,025
当期純利益	8,025	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分量		
積立金	8,025	8,025

(注)1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

平成23年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		15,532
当期純利益	15,532	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分量		
積立金	15,532	15,532

(注)1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分にに関する書類【管理勘定】

平成22年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		8,048
当期純利益	8,048	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分量		
積立金	8,048	8,048

(注)1. 法附則第13条第8項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

平成23年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		6,100
当期純利益	6,100	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分量		
積立金	6,100	6,100

(注)1. 法附則第13条第8項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

純資産変動計算書

平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
前事業年度末残高	16,602	5,834	5,834	22,436	△1,340	39,517	60,613
当事業年度変動額							
当期純利益	—	8,025	8,025	8,025	—	8,048	16,074
出資者資本以外の項目 の事業年度中の変動額	—	—	—	—	△7,305	—	△7,305
当事業年度変動額合計	—	8,025	8,025	8,025	△7,305	8,048	8,768
当事業年度末残高	16,602	13,860	13,860	30,462	△8,645	47,565	69,382

平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	13,860	13,860	30,462	△8,645	47,565	69,382
当期変動額							
当期純利益	—	15,532	15,532	15,532	—	6,100	21,632
出資者資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	2,681	—	2,681
当期変動額合計	—	15,532	15,532	15,532	2,681	6,100	24,314
当期末残高	16,602	29,393	29,393	45,995	△5,964	53,666	93,696



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	16,074	21,632
減価償却費	353	345
資金運用収益	△539,812	△511,641
資金調達費用	283,177	274,320
賞与引当金の増加額(△は減少額)	△1	6
役員賞与引当金の減少額	△0	△0
退職給付引当金の減少額	△14	△48
役員退職慰労引当金の減少額	△28	△3
地方公共団体健全化基金の増加額	2,187	216
金利変動準備金の増加額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額	25,489	1,024
利差補てん積立金の減少額	△13,994	△12,601
貸付金の純増(△)減	△201,628	△155,554
債券の純増減(△)	△211,245	△154,272
借入金の純増減(△)	—	30,000
資金運用による収入	539,475	513,086
資金調達による支出	△279,095	△271,287
その他	△7,434	1,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	△166,498	△43,268
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	6,711,500	4,065,600
有価証券の取得による支出	△6,184,118	△4,370,780
有形固定資産の取得による支出	△15	△108
無形固定資産の取得による支出	△195	△75
有形固定資産の売却による収入	—	421
投資活動によるキャッシュ・フロー	527,170	△304,944
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
公営競技納付金による収入	6,696	3,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,696	3,830
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の減少額	367,368	△344,382
VI 現金及び現金同等物の期首残高	149,264	516,633
VII 現金及び現金同等物の期末残高	516,633	172,250

重要な会計方針

科目	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左

財務諸表

科目	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
7.ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元金 の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元金 の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>
8.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	同左
9.地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左

科目	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
10.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
11.利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
12.管理勘定利益積立金の会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左
13.消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同左



追加情報

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
—	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

会計方針の変更

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。	—

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

平成22年度 (平成23年3月31日)	平成23年度 (平成24年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 193百万円</p> <p>2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、東日本大震災により償還事務に支障を生じた被災16団体に対して、元利金(期末日現在2,543百万円)の払込期日を延長する措置を講じております。当該団体への貸付金の回収可能性に問題は無いものと判断しております。</p> <p>3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,327,190百万円の一般担保に供しております。</p> <p>4.特別法上の準備金等 (1)金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2)公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3)利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 186百万円</p> <p>2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、前期末において東日本大震災により払込期日を延長した元利金(前期末日現在2,543百万円)は、平成23年9月20日までに全額償還されております。</p> <p>3.担保提供資産 (1)法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。 (2)デリバティブ取引の担保として、有価証券469百万円を差し入れております。</p> <p>4.特別法上の準備金等 (1)金利変動準備金 同左 (2)公庫債権金利変動準備金 同左 (3)利差補てん積立金 同左</p>

【損益計算書に関する注記】

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
<p>当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 8,025百万円 管理勘定 8,048百万円</p>	<p>当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 15,532百万円 管理勘定 6,100百万円</p>

【金融商品に関する注記】

○平成22年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行等様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の差異が存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

財務諸表

・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成23年3月31日現在の国債レートをを用いております。

・アウト라이어比率の算出について

アウト라이어比率の算出にあたっては、平成23年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。平成23年3月31日現在のアウト라이어比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

アウト라이어比率 （ ）内は前年度比

（単位：億円）

	アウト라이어比率 (a) = -(b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.6% (+6.0%)	△2,339 (△1,169)	△6,926 (△ 3,284)	+4,587 (+2,116)	15,976 (+2,296)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は683億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は693億円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,231,856	23,462,149	1,230,293
(2)有価証券			
満期保有目的のもの	457,590	457,582	△7
(3)現金預け金	516,633	516,633	—
資産計	23,206,079	24,436,365	1,230,285
債券	18,327,190	18,873,549	546,359
負債計	18,327,190	18,873,549	546,359
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	△789	△789	—
デリバティブ取引計	△789	△789	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローを、平成23年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国庫短期証券	86,990	86,982	△7
	譲渡性預金	370,600	370,600	—
	小計	457,590	457,582	△7
合計		457,590	457,582	△7

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

財務諸表

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	100,000	100,000	△789	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	138,000	—	※2	
合計			816,090	678,090	△789	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,579,622	1,551,565	1,544,319	1,510,292	1,478,709	6,288,292	6,911,416	1,367,638
有価証券								
満期保有目的のもの	457,590	—	—	—	—	—	—	—
預け金	516,632	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,176,130	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	6,865,040	1,286,338	211,452

○平成23年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

財務諸表

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成21年度から平成25年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成24年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成24年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成24年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

アウトライヤー比率 () 内は前年度比

(単位：百万円)

	アウトライヤー 比率 (a) = -(b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	17.5% (+2.9%)	△321,992 (△88,064)	△998,914 (△306,305)	676,921 (+218,240)	1,839,901 (+242,261)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成24年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は61,644百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は62,558百万円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

財務諸表

2.金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,387,411	23,797,792	1,410,381
(2)有価証券			
満期保有目的のもの	762,987	762,979	△8
(3)現金預け金	172,250	172,250	—
資産計	23,322,648	24,733,021	1,410,373
(1)債券	18,176,696	18,890,039	713,343
(2)借入金	30,000	30,072	72
負債計	18,206,696	18,920,112	713,416
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	222	222	—
デリバティブ取引計	222	222	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成24年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国庫短期証券	96,987	96,979	△8
	譲渡性預金	666,000	666,000	—
	小計	762,987	762,979	△8
合計		762,987	762,979	△8

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	44,500	44,500	222	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	551,494	551,494	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	125,000	—	※2	
合計			815,994	690,994	222	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

財務諸表

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,555,010	1,552,019	1,548,246	1,540,203	1,481,212	6,369,714	6,939,819	1,401,184
有価証券								
満期保有目的のもの	762,987	—	—	—	—	—	—	—
預け金	172,249	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,560,228	7,058,245	1,549,120	220,000
借入金	—	—	—	—	—	30,000	—	—

【有価証券に関する注記】

○平成22年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成23年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	86,990	86,982	△7	—	△7
譲渡性預金	370,600	370,600	—	—	—
合計	457,590	457,582	△7	—	△7

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

○平成23年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成24年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	96,987	96,979	△8	—	△8
譲渡性預金	666,000	666,000	—	—	—
合計	762,987	762,979	△8	—	△8

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>



財務諸表

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
<p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

【退職給付に関する注記】

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">344百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の額</td> <td style="text-align: right;">195百万円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>退職一時金に係る退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金基金に係る退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の算定は簡便法によっております。</p>	退職給付債務の額	344百万円	年金資産の額	149百万円	退職給付引当金の額	195百万円	退職給付費用の額	5百万円	退職一時金に係る退職給付費用の額	2百万円	厚生年金基金に係る退職給付費用の額	2百万円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務の額</td> <td style="text-align: right;">298百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産の額</td> <td style="text-align: right;">151百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の額</td> <td style="text-align: right;">146百万円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>退職一時金に係る退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金基金に係る退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 同左</p>	退職給付債務の額	298百万円	年金資産の額	151百万円	退職給付引当金の額	146百万円	退職給付費用の額	9百万円	退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円	厚生年金基金に係る退職給付費用の額	5百万円
退職給付債務の額	344百万円																								
年金資産の額	149百万円																								
退職給付引当金の額	195百万円																								
退職給付費用の額	5百万円																								
退職一時金に係る退職給付費用の額	2百万円																								
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	2百万円																								
退職給付債務の額	298百万円																								
年金資産の額	151百万円																								
退職給付引当金の額	146百万円																								
退職給付費用の額	9百万円																								
退職一時金に係る退職給付費用の額	4百万円																								
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	5百万円																								

【重要な後発事象】

平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
—	<p>国庫納付について 平成24年度から平成26年度までの各年度において、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金3,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。</p>

【勘定別情報(貸借対照表関係)】(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
(資産の部)				
貸付金	5,351,164	17,036,246		22,387,411
有価証券	762,987			762,987
現金預け金	172,250			172,250
その他資産	2,628	12,266		14,894
有形固定資産	2,563			2,563
無形固定資産	600			600
一般勘定貸		820,207	△820,207	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	292,831		△292,831	
資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△1,113,038	23,340,707
(負債の部)				
債券	3,892,818	14,283,877		18,176,696
借入金	30,000			30,000
その他負債	1,872	13,500		15,373
賞与引当金	47			47
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	146			146
役員退職慰労引当金	23			23
地方公共団体健全化基金	919,871			919,871
基本地方公共団体健全化基金	911,935			911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,936			7,936
管理勘定借	820,207		△820,207	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		292,831	△292,831	
特別法上の準備金等	880,000	3,224,844		4,104,844
金利変動準備金	880,000			880,000
公庫債権金利変動準備金		3,137,557		3,137,557
利差補てん積立金		87,287		87,287
負債の部合計	6,544,995	17,815,054	△1,113,038	23,247,010
(純資産の部)				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	29,393			29,393
一般勘定積立金	29,393			29,393
評価・換算差額等	△5,964			△5,964
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	40,030	53,666		93,696
負債及び純資産の部合計	6,585,025	17,868,720	△1,113,038	23,340,707

(注) 1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

2.一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

財務諸表
3.一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4.地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報(損益計算書関係)】(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	83,092	456,669	△27,957	511,805
資金運用収益	70,563	441,078		511,641
役務取引等収益	128			128
その他経常収益	31	3		34
管理勘定事務受託費	930		△930	
地方公共団体健全化基金受取利息	11,438		△11,438	
一般勘定貸受取利息		635	△635	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		14,952	△14,952	
経常費用	67,560	242,146	△27,957	281,749
資金調達費用	46,922	227,397		274,320
役務取引等費用	43	231		275
その他業務費用	2,503	2,035		4,539
営業経費	2,272	113		2,385
その他経常費用	229			229
地方公共団体健全化基金組入額	216			216
その他の経常費用	12			12
管理勘定借支払利息	635		△635	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	14,952		△14,952	
一般勘定事務委託費		930	△930	
地方公共団体健全化基金支払利息		11,438	△11,438	
経常利益	15,532	214,523		230,055
特別利益	220,000	232,601	△220,000	232,601
管理勘定繰入金	220,000		△220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		12,601		12,601
特別損失	220,000	441,024	△220,000	441,024
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		221,024		221,024
一般勘定繰出金		220,000	△220,000	
当期純利益	15,532	6,100		21,632

附属明細書

1【有形固定資産等明細書】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	568	95	10	652	149	43	502
土地	2,403	—	408	1,994	—	—	1,994
その他の有形固定資産	140	36	74	102	37	25	65
有形固定資産計	3,111	131	493	2,750	186	68	2,563
無形固定資産							
ソフトウェア	1,332	118	74	1,376	776	274	600
その他の無形固定資産	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	1,332	118	74	1,376	776	274	600

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第34回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成24年3月14日	1,330,908	1,841,660	0.9 ～1.5	10年
政府保証債（国内債） 6年第1回～第4回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成24年3月26日	—	199,964	0.4	6年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第1回～第8回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日 ～平成24年2月20日	90,000	170,000	0.384 ～0.639	5年
非政府保証公募債 第1回～第34回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成24年3月19日	605,000	1,005,000	0.976 ～1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成24年1月26日	355,000	525,000	1.752 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F52、54～109回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成24年3月28日	461,000	754,500	0.185 ～2.334	3年～ 30年
非政府保証公募債 F53回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成23年2月1日	15,000	15,000	変動	9年
非政府保証債（外債） 第2、3、7、14～16、19、28回地方公共団体 金融機構債券	平成24年1月12日 ～平成24年3月13日	—	17,795 [227百万米ドル]	1.84 ～2.40	5年～ 7年
非政府保証債（外債） 第1、4～6、8～13、17、18、20～27回地 方公共団体金融機構債券	平成24年1月17日 ～平成24年3月13日	—	50,608 [591百万米ドル] [40百万NZドル] [20百万豪ドル]	変動	5年
縁故債 A号第1回～第26回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成24年3月19日	680,000	980,000	0.99 ～1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	—	3,620,078	5,642,699	—	—



財務諸表

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,917	299,962 (300,000)	0.7	4年
政府保証債(国内債) 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	560,362	560,636	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,994	29,996	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,962	139,967	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,946	84,949	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	—	1,235,183	1,235,513 (300,000)	—	—
政府保証債(国内債) 第801回～第886回公営企業債券	平成13年4月26日 ～平成20年6月19日	7,556,867	6,018,749 (1,108,390)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,659	184,682	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	923,913	723,848 [2,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～5.75	10年～ 20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,976	129,989 (130,000)	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,829	1,179,870 (250,000)	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,636	569,661	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,855	189,861	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	43,490	41,320 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年
縁故債 い号第58回～特別第1号第31回公営企業債券	平成13年7月31日 ～平成20年7月31日	2,513,700	2,180,500 (240,000)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	—	13,471,927	11,298,483 (1,730,560)	—	—
合 計	—	18,327,190	18,176,696 (2,030,560)	—	—

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,176,696百万円の一般担保に供しております。

2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第2、3、7、14～16、19、28回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第1、4～6、8～13、17、18、20～27回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額であります。

3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

3【借入金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	—	30,000	0.69	平成31年3月26日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	—	30,000	—	—

4【引当金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	41	47	41	—	47
役員賞与引当金	6	6	6	—	6
退職給付引当金	195	9	47	9	146
役員退職慰労引当金	27	4	5	1	23

5【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
		うち 繰入額等	うち 繰出額	うち 繰入額	うち 繰出額	
金利変動準備金	660,000	220,000	220,000	—	—	880,000
公庫債権金利変動準備金	3,136,532	221,024	221,024	220,000	220,000	3,137,557
合計	3,796,532	441,024	441,024	220,000	220,000	4,017,557

6【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	繰入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	908,104	3,830	—	—	—	911,935
組入地方公共団体健全化基金	7,719	—	216	—	—	7,936
合計	915,823	3,830	216	—	—	919,871

(注) 1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。

2.「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、法第46条第7項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。

参考情報

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	平成24年5月17日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 渡邊 雄司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 - 3 市政会館

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長渡邊雄司は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（平成24年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

健全化判断比率等に基づく平成23年度末貸付残高の分類

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の健全化判断比率等に基づき、平成23年度末貸付残高を分類。

※各表中、「平成21年度決算による分類」は総務省H22.11.30発表のH21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（確報値）による基準該当団体・事業主体により平成22年度末貸付残高を、「平成22年度決算による分類」は同省H23.12.28発表のH22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（確報値）による基準該当団体・事業主体によりH23年度末貸付残高を分類。

※計は四捨五入により一致しない場合がある。

1【地方公共団体（都道府県・市区町村）の健全化判断比率による貸付残高の分類】（単位：百万円）

	平成21年度決算による分類			平成22年度決算による分類			増減		
	団体数	平成22年度末貸付残高	割合	団体数	平成23年度末貸付残高	割合	団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	2,391	0.01%	1	2,606	0.01%	0	215	0.00%
財政健全化団体	13	45,204	0.21%	6	37,278	0.17%	△7	△7,926	△0.04%
健全団体	1,770	21,432,825	99.78%	1,771	21,565,568	99.82%	1	132,743	0.04%
計	1,784	21,480,420		1,778	21,605,452		△6	125,032	

- (注)1. 団体数とは、都道府県・市区町村数であり、一部事務組合・企業団及び公社は含まない。
2. 都道府県・市区町村の残高に一部事務組合(215)661,566百万円、道路公社(33)120,393百万円を加えると、H23年度末残高22,387,411百万円となる。
3. 「財政再生団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか一つ以上が財政再生基準以上の団体である。
4. 「財政健全化団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか一つ以上が早期健全化基準以上の団体である。
5. 「健全団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の、いずれも早期健全化基準未満の団体である。

2【公営企業の資金不足比率による貸付残高の分類】（単位：百万円）

	平成21年度決算による分類			平成22年度決算による分類			増減		
	事業主体数	平成22年度末貸付残高	割合	事業主体数	平成23年度末貸付残高	割合	事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化基準該当企業	24	169,218	1.07%	17	155,961	1.02%	△7	△13,257	△0.06%
健全企業	5,012	15,593,609	98.93%	4,985	15,206,408	98.98%	△27	△387,201	0.06%
計	5,036	15,762,827		5,002	15,362,369		△34	△400,458	

- (注)1. 事業主体数とは、各事業を所管する地方公共団体及び一部事務組合・企業団の合計数である。
2. 全事業の残高に一般会計債6,904,649百万円、道路公社(33)120,393百万円を加えると、H23年度末残高22,387,411百万円となる。
3. 経営健全化基準該当企業の事業主体数は、経営健全化基準（資金不足比率20%）以上の公営企業会計を有する事業主体の数であり、貸付残高は当該会計に係る残高である。
4. 健全企業の事業主体数は、経営健全化基準（資金不足比率20%）未満の公営企業会計を有する事業主体の数であり、貸付残高は当該会計に係る残高である。

地方道路公社自己査定結果(平成23年度)

(単位：百万円)

	自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
	破綻先 0	破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
	実質破綻先 0		延滞債権 0
	破綻懸念先 0	危険債権 0	
	0	要管理債権 0	3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
地方道路公社	要注意先 18,353(0.08%)	正常債権 22,402,097(100%)	
	正常先 102,115(0.46%)		
	非区分(地方公共団体) 22,281,629(99.46%)		
	総計 22,402,097	総計 22,402,097	総計 0

(注1)自己査定による債務者区分は、各地方道路公社の平成22年度決算の数値を用いて区分している。

(注2)自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である(金額は平成23年度末)。

(注3)()内の数値は、総計に対する構成比である。

参考資料・機構データ

参考資料	98
代表者会議・経営審議委員会開催実績 (平成23年度)	98
平成23年度地方債計画資金区分 (第2次改定後)	99
平成23年度事業別貸付計画	100
平成23年度貸付金回収状況	101
平成23年度末事業別長期貸付残高	102
平成23年度末都道府県別長期貸付残高 ..	104
平成24年度同意(許可)債貸付条件一覧 ..	108
平成24年度地方債計画	110
平成23年度債券発行実績	115

機構データ	119
沿革	119
組織図	120
役員・所在地	121

代表者会議・経営審議委員会開催実績(平成23年度)

■ 代表者会議の開催実績

回数	年月日	概要
第15回	平成23年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度決算 ・役員兼職の承認 ・会計監査人の選任
第16回	平成23年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・役員任命
第17回	平成23年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・役員任命同意
第18回	平成24年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度事業計画、資金計画、予算、収支に関する中期的な計画 ・業務方法書の変更 ・役員報酬の改定

■ 経営審議委員会の開催実績

回数	年月日	概要
第11回	平成23年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度決算
第12回	平成24年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度事業計画、予算 ・業務方法書の変更 ・地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更

平成23年度地方債計画資金区分(第2次改定後)

(単位：億円)

項 目	平成23年度地方債計画			
	合 計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等資金
一 一般会計債				
1.公共事業等	20,561	7,146	1,305	12,110
2.公営住宅建設事業	2,327	1,328	501	498
3.災害復旧事業	4,787	4,787	0	0
4.緊急防災・減災事業	4,941	2,986	1,955	0
5.教育・福祉施設等整備事業	3,978	1,963	123	1,892
(1)学校教育施設等	1,385	726	0	659
(2)社会福祉施設	215	0	123	92
(3)一般廃棄物処理	1,000	841	0	159
(4)一般補助施設等	778	396	0	382
(5)施設(一般財源化分)	600	0	0	600
6.一般単独事業	16,607	0	3,290	13,317
(1)一般	4,846	0	531	4,315
(2)地域活性化	500	0	119	381
(3)防災対策	987	0	236	751
(4)地方道路等	2,474	0	543	1,931
(5)旧合併特例	7,800	0	1,861	5,939
7.辺地及び過疎対策事業	3,312	2,962	0	350
(1)辺地対策	412	412	0	0
(2)過疎対策	2,900	2,550	0	350
8.公共用地先行取得等事業	490	0	0	490
9.行政改革推進	2,800	0	0	2,800
10.調整	100	0	0	100
計	59,903	21,172	7,174	31,557
二 公営企業債				
1.水道事業	3,684	1,787	1,522	375
2.工業用水道事業	221	0	136	85
3.交通事業	2,357	561	848	948
4.電気事業・ガス事業	65	0	65	0
5.港湾整備事業	561	199	47	315
6.病院事業・介護サービス事業	2,904	959	834	1,111
7.市場事業・と畜場事業	227	0	75	152
8.地域開発事業	1,567	0	0	1,567
9.下水道事業	11,749	3,872	4,015	3,862
10.観光その他事業	108	0	13	95
計	23,443	7,378	7,555	8,510
合 計	83,346	28,550	14,729	40,067
三 公営企業借換債	300	0	300	0
四 臨時財政対策債	61,593	17,860	6,600	37,133
五 退職手当債	3,900	0	0	3,900
総 計	149,139	46,410	21,629	81,100

参考資料

平成23年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成23年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成22年度 貸付計画額 (当初)〕
			過年度分	当年度分	合計		
一般 会 計 債	公共事業等	1,305	—	39	39	1,135	—
	公営住宅事業	197	176	6	182	171	193
	社会福祉施設整備事業	123	122	4	126	107	1
	一般事業	224	201	7	208	195	101
	地域活性化事業	119	122	3	125	104	156
	防災対策事業	236	212	7	219	205	224
	合併特例事業	1,861	1,669	56	1,725	1,619	1,743
	地方道路等整備事業	543	1,747	16	1,763	473	1,528
計		4,608	4,249	138	4,387	4,009	3,946
臨時財政対策債		6,600	3,206	4,092	7,298	2,310	7,887
(一般会計債等分計)		11,208	7,455	4,230	11,685	6,319	11,833
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,351	562	541	1,103	675	1,176
	(簡易水道)	161	66	64	130	81	141
	交通事業(一般交通)	70	34	28	62	35	62
	(都市高速鉄道)	778	385	311	696	389	697
	病院事業	772	357	309	666	386	667
	下水道事業	3,955	1,834	1,582	3,416	1,978	4,112
	工業用水道事業	136	62	54	116	68	124
	電気事業(水力発電を除く)	25	11	10	21	12	13
	(水力発電)	8	1	3	4	4	3
	ガス事業	32	13	13	26	16	15
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	2
	市場事業	67	122	27	149	33	125
	と畜場事業	5	8	2	10	3	9
	駐車場事業	3	1	1	2	2	1
小計		7,365	3,457	2,946	6,403	3,683	7,147

(単位：億円)

事業等名	区分	平成23年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成22年度 貸付計画額〕 (当初)
			過年度分	当年度分	合計		
公営企業債	港湾整備事業	47	18	19	37	23	43
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	10	2	4	6	5	8
	小計	57	20	23	43	28	51
	計	7,422	3,477	2,969	6,446	3,711	7,198
	公営企業借換債	300	—	300	300	—	300
	合計	18,930	10,932	7,499	18,431	10,030	19,331

(注1)事業等は、平成23年度地方債計画に基づき区分した。

(注2)貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案し算定した。

(注3)このうち当年度分は、一般会計債については、3%相当額、臨時財政対策債については、62%相当額、公営企業債については、40%相当額を計上した。

(注4)また、過年度分は、23年度に執行が見込まれる前年度からの繰越分である。

(注5)公営企業借換債については、地方債計画額を全額当年度分に計上した。

平成23年度貸付金回収状況

区分		元金		利息	
		件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)
長期貸付 定期償還	一般貸付	393,499	1,485,418	463,760	506,900
	公社貸付	984	16,627	1,009	2,941
	計	394,483	1,502,045	464,769	509,841
長期貸付 繰上償還	一般貸付	2,736	143,513	1,355	5
	公社貸付	20	3,009	11	0
	計	2,756	146,522	1,366	5
計		397,239	1,648,567	466,135	509,847
	同意(許可)前貸付償還	—	—	2	3
	短期貸付償還	—	—	—	—

(注)四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成23年度末事業別長期貸付残高

	事業等名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公共事業等	3	136	0.0
	公営住宅事業	5,301	518,326	2.3
	緊急防災・減災事業	1	2	0.0
	社会福祉施設整備事業	159	15,671	0.1
	一般事業	148	21,113	0.1
	臨時河川等整備事業	3,567	180,245	0.8
	臨時高等学校整備事業	407	67,136	0.3
	臨時地方道整備事業	30,605	3,450,547	15.4
	地方道路等整備事業	2,215	257,381	1.2
	地域活性化事業	257	18,908	0.1
	防災対策事業	454	45,686	0.2
	合併特例事業	1,331	378,024	1.7
	臨時財政対策債	2,325	1,951,474	8.7
	(小計)	46,773	6,904,649	30.9
公営企業債	水道事業(上水道)	45,273	3,804,271	17.0
	水道事業(簡易水道)	6,139	184,042	0.8
	交通事業(一般交通)	141	15,879	0.1
	交通事業(都市高速鉄道)	815	1,343,886	6.0
	病院事業	2,414	608,055	2.7
	下水道事業	122,527	8,768,382	39.2
	工業用水道事業	2,336	236,528	1.1
	電気事業	698	54,166	0.2
	ガス事業	307	39,521	0.2
	介護サービス事業	331	25,648	0.1
	市場事業	476	83,507	0.4
	と畜場整備事業	67	6,292	0.0
	駐車場整備事業	461	69,316	0.3
	港湾整備事業	1,254	89,507	0.4
	観光施設事業	67	5,541	0.0
	産業廃棄物処理事業	21	7,234	0.0
	地域開発事業(注1)	47	20,595	0.1
	(小計)	183,374	15,362,369	68.6
地方道路公社	有料道路(公社)	451	120,393	0.5
	合計	230,598	22,387,411	100.0

- (注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。
- (注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。
- (注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成23年度末都道府県別長期貸付残高

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	269	243,437	5,000	769,333	7,762	217,553
青森	222	48,991	1,890	232,968	1,376	47,119
岩手	233	69,885	2,684	264,468	786	32,439
宮城	417	128,060	4,438	383,515	2,522	62,211
秋田	224	36,706	4,474	216,123	1,157	16,545
山形	263	74,701	2,620	201,200	1,888	39,387
福島	336	60,067	3,478	272,697	2,994	64,408
茨城	470	113,390	6,015	357,956	1,261	38,090
栃木	191	49,518	3,220	234,261	823	26,602
群馬	284	69,265	3,551	208,019	1,744	40,674
埼玉	226	228,012	5,344	530,037	1,591	46,091
千葉	439	143,610	4,242	503,268	785	21,384
東京	144	214,418	1,723	228,421	205	5,827
神奈川	224	149,655	2,514	895,751	848	29,539
新潟	260	51,759	8,140	495,606	853	20,568
富山	289	52,996	3,524	247,468	466	23,243
石川	188	33,894	2,689	232,786	1,137	43,985
福井	262	61,262	2,019	121,000	925	18,926
山梨	149	51,866	3,094	125,186	1,070	18,607
長野	243	57,682	4,256	334,407	3,007	82,277
岐阜	185	106,622	4,266	246,773	1,141	36,104
静岡	367	93,367	4,605	397,652	568	19,041
愛知	305	203,712	5,097	752,627	809	24,146
三重	407	111,134	3,775	261,680	994	29,411

(単位：件、百万円、%)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
299	25,077	—	—	13,330	1,255,400	5.6
103	13,737	1	1	3,592	342,817	1.5
70	3,719	—	—	3,773	370,511	1.7
115	10,708	17	2,077	7,509	586,571	2.6
1	18	—	—	5,856	269,392	1.2
125	2,720	10	121	4,906	318,129	1.4
186	24,933	3	299	6,997	422,405	1.9
195	19,154	4	792	7,945	529,382	2.4
4	3,654	12	855	4,250	314,889	1.4
23	5,781	—	—	5,602	323,738	1.5
224	18,356	16	1,895	7,401	824,390	3.7
391	52,891	12	2,922	5,869	724,075	3.2
22	16,189	—	—	2,094	464,855	2.1
79	122,246	—	—	3,665	1,197,191	5.4
139	14,383	—	—	9,392	582,315	2.6
127	12,418	18	974	4,424	337,099	1.5
11	1,600	9	672	4,034	312,936	1.4
69	4,434	1	2	3,276	205,625	0.9
146	6,557	2	279	4,461	202,495	0.9
160	10,935	21	2,058	7,687	487,359	2.2
1	25	—	—	5,593	389,524	1.7
73	13,574	19	1,463	5,632	525,097	2.4
118	7,367	56	41,604	6,385	1,029,455	4.6
28	3,230	3	26	5,207	405,481	1.8

参考資料

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀	226	68,856	4,012	238,732	525	13,506
京都	216	55,702	3,175	456,972	925	26,185
大阪	125	94,335	4,594	1,364,985	721	24,877
兵庫	315	278,361	7,041	878,915	1,683	76,157
奈良	261	112,450	2,168	139,006	1,619	44,958
和歌山	119	23,007	1,358	149,295	1,070	43,762
鳥取	215	35,921	1,284	97,617	1,800	48,336
島根	211	80,972	2,378	203,281	309	9,105
岡山	313	130,505	4,630	393,161	1,263	34,538
広島	376	114,305	4,236	549,566	906	30,547
山口	443	77,747	4,140	223,694	508	13,103
徳島	205	51,233	1,230	91,381	727	24,009
香川	245	34,204	2,083	109,298	774	18,552
愛媛	139	24,445	2,284	195,783	570	19,949
高知	152	54,377	1,313	123,574	559	16,374
福岡	115	81,529	4,130	867,434	1,642	80,347
佐賀	45	22,539	1,460	136,122	547	28,116
長崎	155	42,300	2,599	245,219	567	17,826
熊本	184	44,362	2,771	228,149	1,415	41,588
大分	130	35,487	2,150	148,221	131	4,102
宮崎	188	55,122	2,018	162,254	691	21,470
鹿児島	171	103,943	2,310	175,438	731	17,882
沖縄	226	66,324	1,297	95,738	779	16,920
合計	11,372	4,142,034	157,319	15,787,035	57,174	1,676,382

(注1)四捨五入により計が一致しないことがあります。

(注2)東京の「市」欄には特別区に対する貸付(119件、36,117百万円)を含んでいます。

(単位：件、百万円、%)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
69	4,286	8	561	4,840	325,941	1.5
4	3,238	15	1,692	4,335	543,788	2.4
249	76,870	64	17,359	5,753	1,578,425	7.1
467	78,584	71	13,511	9,577	1,325,527	5.9
2	228	5	2,552	4,055	299,194	1.3
20	2,008	—	—	2,567	218,072	1.0
21	835	—	—	3,320	182,709	0.8
40	1,823	—	—	2,938	295,180	1.3
104	27,760	—	—	6,310	585,964	2.6
2	909	17	9,419	5,537	704,745	3.1
141	10,950	—	—	5,232	325,494	1.5
3	153	—	—	2,165	166,776	0.7
6	680	—	—	3,108	162,734	0.7
10	567	—	—	3,003	240,743	1.1
4	12,189	5	140	2,033	206,654	0.9
239	24,538	32	17,486	6,158	1,071,334	4.8
108	14,997	2	31	2,162	201,805	0.9
17	1,691	11	678	3,349	307,715	1.4
25	2,441	11	245	4,406	316,784	1.4
—	—	—	—	2,411	187,810	0.8
3	163	—	—	2,900	239,009	1.1
5	1,129	6	682	3,223	299,074	1.3
34	1,821	—	—	2,336	180,803	0.8
4,282	661,566	451	120,393	230,598	22,387,411	100.0

参考資料

平成24年度同意(許可)債貸付条件一覧

貸付の種類	貸付対象事業			貸付条件				利率の種類	償還の方法		
				固定金利方式		利率見直し方式					
				償還期限	据置期間	償還期限	据置期間				
一般貸付	一般会計債	公共事業等	道路事業	年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5	機構特別利率	半年賦・元利均等償還		
			学校教育施設等整備事業 (太陽光発電整備)	15	3	15	3				
			社会福祉施設整備事業	20	3	20	3				
			公営住宅	25 ^{*1}	5	25 ^{*1}	5				
			緊急防災・減災事業	10	2	—	—				
		教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校及び高等学校等施設	20	3	20			3	
				幼稚園その他の学校施設等	25	3	25			3	
			社会福祉施設整備	20	3	20	3				
		一般単独	一般	地域総合整備資金貸付事業	15	5	15			5	
				河川等分	20	5	20			5	
				臨時高等学校改築等分							
				出資金・貸付金・負担金 ^{*2}	30	5	30			5	
			地域活性化	30	5	30	5				
			防災対策								
			地方道路等整備	20	5	20	5				
	合併特例	30	5	30	5						
	臨時財政対策債	都道府県・政令指定都市		—	—	30	3				
		市町村				20	3				
	公営企業債	水道	上水道		30	5	30			5	
			簡易水道								
		交通	一般交通	バス		5	1			—	—
				電車		13	3			13	3
				車庫・営業所		20	5			30	5
				連絡船		15	3			15	3
		高速鉄道		30	5	30	5				
		病院	病院・診療所・看護師宿舍 職員宿舍		30	5	30			5	
			その他		10	2	—			—	
		下水道		30	5	30	5				
		工業用水道		30	5	30	5				
		電気	廃棄物発電		15	3	18			3	
ごみ固形燃料発電			20								
風力発電			15								
水力発電			30	5			30	5			
ガス		25	5	25	5						

貸付の種類	貸付対象事業		貸付条件							
			固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法		
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間				
一般貸付	長期貸付	公営企業債	港湾整備	埋立	20	5	30	5	基準利率	半年賦・元利均等償還
				上屋・倉庫・貯木場	20	3	25	3		
				荷役機械・引船	15	3	15	3		
		介護サービス	介護老人福祉施設等	20	3	30	5	機構特別利率		
			介護老人保健施設・訪問看護ステーション	30	5	30	5			
		市場		25	5	25	5	基準利率		
	と畜場		20	5	20	5				
	観光施設	水族館・動物園舎等の建築物	18	3	18	3	基準利率			
		上記以外の施設	10	3	—	—				
	駐車場		20	3	20	3	機構特別利率			
	産業廃棄物処理		10	3	—	—	基準利率			
	同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて			原則として長期貸付に振り替える日		—		基準利率	

(注) 利率見直しは10年ごとの見直し。

※1 東日本大震災対策に係るもの(東日本大震災に係る激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、30年以内とする。

※2 「出資金・貸付金・負担金」のうち、貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。ただし、東日本大震災対策に係るもののうち、次の貸付対象事業については下表のとおりとする。

	固定金利方式		利率見直し方式	
	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
生活福祉資金貸付金実施のためのセーフティネット支援対策等事業費補助金又は緊急雇用創出事業臨時特例交付金分	22	3	22	3
災害援護貸付金分	15	8	15	8
埠頭災害復旧事業資金貸付金分	20	5	20	5
空港機能施設災害復旧事業資金貸付金分	20	5	20	5
母子寡婦福祉貸付金分	22	2	22	2

※3 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

平成24年度地方債計画

1.平成24年度地方債計画(通常収支対応分)

(単位：億円、%)

項目	平成24年度 計画額(A)	平成23年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1.公共事業等	18,630	19,980	△1,350	△6.8
2.公営住宅建設事業	1,174	1,218	△44	△3.6
3.災害復旧事業	290	290	0	0.0
4.緊急防災・減災事業	—	—	—	—
5.教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△156	△3.9
(1)学校教育施設等	1,308	1,385	△77	△5.6
(2)社会福祉施設	201	215	△14	△6.5
(3)一般廃棄物処理	964	1,000	△36	△3.6
(4)一般補助施設等	748	777	△29	△3.7
(5)施設(一般財源化分)	600	600	0	0.0
6.一般単独事業	15,447	16,300	△853	△5.2
(1)一般	4,390	4,539	△149	△3.3
(2)地域活性化	471	500	△29	△5.8
(3)防災対策	951	987	△36	△3.6
(4)地方道路等	2,385	2,474	△89	△3.6
(5)旧合併特例	7,250	7,800	△550	△7.1
7.辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1)辺地対策	397	412	△15	△3.6
(2)過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8.公共用地先行取得等事業	472	490	△18	△3.7
9.行政改革推進	2,400	2,800	△400	△14.3
10.調整	100	100	0	0.0
計	45,631	48,267	△2,636	△5.5
二 公営企業債				
1.水道事業	3,636	3,674	△38	△1.0
2.工業用水道事業	276	221	55	24.9
3.交通事業	2,356	2,357	△1	△0.0
4.電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5.港湾整備事業	618	561	57	10.2
6.病院事業・介護サービス事業	3,374	2,844	530	18.6
7.市場事業・と畜場事業	759	224	535	238.8
8.地域開発事業	1,304	1,567	△263	△16.8
9.下水道事業	11,908	11,659	249	2.1
10.観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,432	23,280	1,152	4.9
合計	70,063	71,547	△1,484	△2.1

(単位：億円、%)

項 目		平成24年度 計画額(A)	平成23年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三	公営企業借換債	300	300	0	0.0
四	被災施設借換債	-	-	-	-
五	臨時財政対策債	61,333	61,593	△260	△0.4
六	退職手当債	3,700	3,900	△200	△5.1
七	国の予算等貸付金債	(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
総計		(1,195) 135,396	(1,165) 137,340	(30) △1,944	(2.6) △1.4
内訳	普通会計分	111,654	114,772	△3,118	△2.7
	公営企業会計等分	23,742	22,568	1,174	5.2
資金区分					
	公的資金	55,705	56,240	△535	△1.0
	財政融資資金	36,188	37,310	△1,122	△3.0
	地方公共団体金融機構資金	19,517	18,930	587	3.1
	(国の予算等貸付金)	(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
	民間等資金	79,691	81,100	△1,409	△1.7
	市場公募	44,400	42,000	2,400	5.7
	銀行等引受	35,291	39,100	△3,809	△9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

参考資料

2.平成24年度地方債計画(東日本大震災に関連する事業分)

(1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度計画額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	123
	災害復旧事業	38
	一般単独事業	4
公営企業債		
	水道事業	10
	病院事業・介護サービス事業	21
	市場事業・と畜場事業	1
	下水道事業	12
被災施設借換債		150
国の予算等貸付金債		(8)
総 計		(8)
		359
内訳	普通会計分	127
	公営企業会計等分	232
資金区分	公的資金	
	財政融資資金	129
	地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	230 (8)

(備 考) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度計画額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	178
	緊急防災・減災事業	3,995
公営企業債		
	水道事業	216
	工業用水道事業	1
	下水道事業	156
総 計		4,546
内訳	普通会計分	4,173
	公営企業会計等分	373
資金区分	公的資金	
	財政融資資金 地方公共団体金融機構資金	2,553 1,993

3.平成24年度地方債計画 (通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成24年度 計画額(A)	平成23年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1.公共事業等	18,630	19,980	△1,350	△6.8
2.公営住宅建設事業	1,475	1,218	257	21.1
3.災害復旧事業	328	290	38	13.1
4.緊急防災・減災事業	3,995	—	3,995	皆増
5.教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△156	△3.9
(1)学校教育施設等	1,308	1,385	△77	△5.6
(2)社会福祉施設	201	215	△14	△6.5
(3)一般廃棄物処理	964	1,000	△36	△3.6
(4)一般補助施設等	748	777	△29	△3.7
(5)施設(一般財源化分)	600	600	0	0.0
6.一般単独事業	15,451	16,300	△849	△5.2
(1)一般	4,394	4,539	△145	△3.2
(2)地域活性化	471	500	△29	△5.8
(3)防災対策	951	987	△36	△3.6
(4)地方道路等	2,385	2,474	△89	△3.6
(5)旧合併特例	7,250	7,800	△550	△7.1
7.辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1)辺地対策	397	412	△15	△3.6
(2)過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8.公共用地先行取得等事業	472	490	△18	△3.7
9.行政改革推進	2,400	2,800	△400	△14.3
10.調整	100	100	0	0.0
計	49,969	48,267	1,702	3.5
二 公営企業債				
1.水道事業	3,862	3,674	188	5.1
2.工業用水道事業	277	221	56	25.3
3.交通事業	2,356	2,357	△1	△0.0
4.電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5.港湾整備事業	618	561	57	10.2
6.病院事業・介護サービス事業	3,395	2,844	551	19.4
7.市場事業・と畜場事業	760	224	536	239.3
8.地域開発事業	1,304	1,567	△263	△16.8
9.下水道事業	12,076	11,659	417	3.6
10.観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,849	23,280	1,569	6.7
合 計	74,818	71,547	3,271	4.6

参考資料

(単位：億円、%)

項目		平成24年度 計画額(A)	平成23年度 計画額(B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三	公営企業借換債	300	300	0	0.0
四	被災施設借換債	150	-	150	皆増
五	臨時財政対策費	61,333	61,593	△260	△0.4
六	退職手当債	3,700	3,900	△200	△5.1
七	国の予算等貸付金債	(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
総計		(1,203) 140,301	(1,165) 137,340	(38) 2,961	(3.3) 2.2
内訳	普通会計分	115,954	114,772	1,182	1.0
	公営企業会計等分	24,347	22,568	1,779	7.9
資金区分					
公的資金		60,610	56,240	4,370	7.8
財政融資資金		38,870	37,310	1,560	4.2
地方公共団体金融機構資金		21,740	18,930	2,810	14.8
(国の予算等貸付金)		(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
民間等資金		79,691	81,100	△1,409	△1.7
市場公募		44,400	42,000	2,400	5.7
銀行等引受		35,291	39,100	△3,809	△9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成23年度債券発行実績

1.地方金融機構債

(1)公募国内債

年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
10年	第23回	400	1.418	100.00	23.4.21
10年	第24回	300	1.208	100.00	23.5.26
10年	第25回	350	1.178	100.00	23.6.27
10年	第26回	300	1.149	100.00	23.7.25
10年	第27回	300	1.034	100.00	23.8.18
10年	第28回	300	1.048	100.00	23.9.20
10年	第29回	300	1.025	100.00	23.10.24
10年	第30回	300	1.035	100.00	23.11.17
10年	第31回	300	1.067	100.00	23.12.19
10年	第32回	350	0.991	100.00	24.1.26
10年	第33回	400	1.035	100.00	24.2.20
10年	第34回	400	1.010	100.00	24.3.19
20年	第14回	300	2.187	100.00	23.4.27
20年	第15回	350	2.030	100.00	23.6.9
20年	第16回	200	1.846	100.00	23.8.18
20年	第17回	200	1.870	100.00	23.9.20
20年	第18回	200	1.781	100.00	23.10.24
20年	第19回	200	1.840	100.00	23.12.19
20年	第20回	250	1.800	100.00	24.1.26
5年	第5回	200	0.510	100.00	23.5.26
5年	第6回	200	0.435	100.00	23.7.25
5年	第7回	200	0.385	100.00	23.11.17
5年	第8回	200	0.384	100.00	24.2.20
9年	F57回	200	1.297	100.00	23.4.27
9年	F58回	30	1.203	100.00	23.4.27
19年	F59回	60	2.164	100.00	23.4.27
14年	F60回	100	1.715	100.00	23.5.10
30年	F61回	30	2.334	100.00	23.5.10
13年	F62回	100	1.491	100.00	23.5.31
14年	F63回	30	1.579	100.00	23.5.31
15年	F64回	50	1.683	100.00	23.5.31
14年	F65回	30	1.583	100.00	23.6.6
15年	F66回	30	1.649	100.00	23.6.6
16年	F67回	30	1.805	100.00	23.6.6
30年	F68回	30	2.243	100.00	23.6.6
9年	F69回	200	1.027	100.00	23.7.28

参考資料

年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
7年	F70回	200	0.673	100.00	23.10.26
16年	F71回	50	1.637	100.00	23.10.27
12年	F72回	60	1.274	100.00	23.10.27
15年	F73回	30	1.569	100.00	23.10.31
7年	F74回	50	0.663	100.00	23.10.31
12年	F75回	80	1.244	100.00	23.10.31
14年	F76回	40	1.448	100.00	23.10.31
15年	F77回	35	1.519	100.00	23.10.31
13年	F78回	30	1.331	100.00	23.11.7
15年	F79回	60	1.507	100.00	23.11.7
17年	F80回	55	1.658	100.00	23.11.7
8年	F81回	45	0.761	100.00	23.11.14
13年	F82回	30	1.381	100.00	23.11.14
15年	F83回	30	1.571	100.00	23.11.7
16年	F84回	100	1.640	100.00	23.12.20
16年	F85回	100	1.630	100.00	23.12.26
7年	F86回	200	0.631	100.00	24.1.31
12年	F87回	30	1.259	100.00	24.1.31
15年	F88回	60	1.546	100.00	24.1.31
15年	F89回	30	1.602	100.00	24.1.31
16年	F90回	30	1.609	100.00	24.1.31
7年	F91回	45	0.602	100.00	24.2.2
12年	F92回	30	1.259	100.00	24.2.2
25年	F93回	30	1.944	100.00	24.2.2
7年	F94回	30	0.597	100.00	24.2.2
13年	F95回	70	1.336	100.00	24.2.6
15年	F96回	30	1.546	100.00	24.2.2
13年	F97回	30	1.345	100.00	24.2.7
16年	F98回	40	1.583	100.00	24.2.7
7年	F99回	30	0.554	100.00	24.2.28
11年	F100回	30	1.111	100.00	24.3.7
12年	F101回	30	1.220	100.00	24.3.6
16年	F102回	30	1.620	100.00	24.3.6
12年	F103回	30	1.205	100.00	24.3.7
13年	F104回	40	1.314	100.00	24.3.7
12年	F105回	30	1.210	100.00	24.3.12
12年	F106回	30	1.259	100.00	24.3.27
13年	F107回	30	1.388	100.00	24.3.27
15年	F108回	45	1.580	100.00	24.3.28
16年	F109回	40	1.675	100.00	24.3.28

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
10年	A号第15回	400	1.46	100.00	23.4.21
10年	A号第16回	400	1.25	100.00	23.5.26
10年	A号第17回	300	1.19	100.00	23.6.27
10年	A号第18回	300	1.17	100.00	23.7.25
10年	A号第19回	300	1.12	100.00	23.8.18
10年	A号第20回	200	1.07	100.00	23.9.20
10年	A号第21回	200	1.06	100.00	23.10.24
10年	A号第22回	100	1.05	100.00	23.11.17
10年	A号第23回	100	1.09	100.00	23.12.19
10年	A号第24回	100	1.03	100.00	24.1.26
10年	A号第25回	200	1.06	100.00	24.2.20
10年	A号第26回	400	1.04	100.00	24.3.19

(3) ユーロMTNプログラムによる債券

回号	年限	通貨	クーポン タイプ	発行額		表面利率(%)	発行価額 (%)	発行日
				現地通貨 (百万)	円換算後 (億円)			
1	5年	米ドル	変動	105	81	3m USD Libor + 73bp	100.00	2012/1/17
2	5年	米ドル	固定	40	31	2.0350%	100.00	2012/1/12
3	5年	米ドル	固定	57	44	2.0000%	100.00	2012/1/17
4	5年	米ドル	変動	35	27	3m USD Libor + 75bp	100.00	2012/1/17
5	5年	米ドル	変動	30	23	3m USD Libor + 75bp	100.00	2012/1/19
6	5年	米ドル	変動	51	39	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/1/18
7	5年	米ドル	固定	20	15	2.0000%	100.00	2012/1/23
8	5年	米ドル	変動	20	15	3m USD Libor + 73bp	100.00	2012/1/23
9	5年	米ドル	変動	20	15	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/1/19
10	5年	米ドル	変動	20	15	3m USD Libor + 75bp	100.00	2012/1/18
11	5年	NZドル	変動	40	24	3M NZD-BBR-FRA + 113bp	100.00	2012/1/24
12	5年	米ドル	変動	20	15	3m USD Libor + 69bp	100.00	2012/1/26
13	5年	米ドル	変動	20	15	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/1/24
14	5年	米ドル	固定	25	20	1.8400%	100.00	2012/3/1
15	7年	米ドル	固定	20	16	2.4000%	100.00	2012/3/1
16	5年	米ドル	固定	25	20	1.8725%	100.00	2012/3/1
17	5年	米ドル	変動	30	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/1
18	5年	米ドル	変動	25	20	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/1
19	5年	米ドル	固定	20	16	1.8900%	100.00	2012/3/1
20	5年	米ドル	変動	40	32	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/6
21	5年	米ドル	変動	30	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/6
22	5年	米ドル	変動	25	20	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/6
23	5年	米ドル	変動	30	24	3m USD Libor + 70.5bp	100.00	2012/3/6
24	5年	米ドル	変動	30	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/8
25	5年	米ドル	変動	30	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/6
26	5年	豪ドル	変動	20	17	3m AUD-BBR-BBSW + 115bp	100.00	2012/3/13
27	5年	米ドル	変動	30	24	3m USD Libor + 70bp	100.00	2012/3/8
28	5年	米ドル	固定	20	16	1.8500%	100.00	2012/3/13

(注)円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

参考資料

2.政府保証債(国内債)

年限	回号	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日
10年	第23回	400	1.3	99.70	23.4.18
10年	第24回	400	1.1	99.35	23.5.25
10年	第25回	400	1.2	100.00	23.6.14
10年	第26回	400	1.1	99.15	23.7.19
10年	第27回	400	1.0	99.30	23.8.15
10年	第28回	550	1.0	99.10	23.9.14
10年	第29回	400	1.0	99.85	23.10.18
10年	第30回	400	1.0	99.50	23.11.15
10年	第31回	400	1.1	100.00	23.12.14
10年	第32回	400	0.9	99.25	24.1.25
10年	第33回	400	0.9	99.20	24.2.15
10年	第34回	578.6	0.9	99.15	24.3.14
6年	第1回	500	0.4	99.88	23.9.27
6年	第2回	500	0.4	100.05	23.11.29
6年	第3回	500	0.4	99.94	24.1.30
6年	第4回	500	0.4	100.05	24.3.26

機構データ

沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立(8月1日) 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始(10月1日)
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組(6月1日)

(参考)公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立(6月1日)
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3年間で廃止)
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」(平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等)を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立 国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施(20年度まで)
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散(10月1日)

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに4部10課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

平成24年4月1日現在



■ 役員

理事長 渡邊 雄司 副理事長 谷川 健次
 理事 武居 丈二 平沼 貞次 疋田 慶一(非常勤)
 監事 原 克彦 高田 宥(非常勤)



(左から平沼理事、谷川副理事長、渡邊理事長、武居理事、疋田理事)



(左から原監事、高田監事)

■ 所在地 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 <http://www.jfm.go.jp/>



(公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供)



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」駅下車(A7)徒歩2分
 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」駅下車(B2)徒歩4分
 東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅下車(C3)徒歩3分
 東京メトロ千代田線「日比谷」駅下車(A14)徒歩3分
 JR線「新橋」駅下車徒歩8分、または「有楽町」駅下車徒歩12分

地方の、地方による、地方のための



〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館